資料3

（案）

せんだい支えあいのまち推進プランの評価について

（令和7年度　総合評価シート）

令和8年 10月

仙台市健康福祉局社会課

目 次

Ⅰ　計画の評価方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　令和７年度 総合評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

基本的方向１
（1）共生の意識を高める取り組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（2）ニーズに合った多様な居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

（3）就労や住まいの確保の支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

（4）誰もが暮らしやすい生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

基本的方向２
（1）地域福祉活動への参加と人材育成の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・11

（2）地域のさまざまな主体による活動の充実･強化・・・・・・・・・・・・13

（3）多様な主体のつながりによる地域づくりの推進・・・・・・・・・・・15

（4）災害に備える地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

基本的方向３
（1）日頃の見守り活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

（2）身近な相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

（3）複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり・・・・・・24

（4）多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実・・・・・・・・・・26

生活困窮者自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

成年後見制度利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

再犯防止推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34

Ⅲ　仙台市地域福祉専門分科会による評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

Ⅰ　評価方法の概要

(1)趣旨

「せんだい支えあいのまち推進プラン」（令和 3 年度～令和 8 年度）に基づく施策を効果的に推進するため、各施策の取り組み状況を把握し、進捗管理と評価を行う。

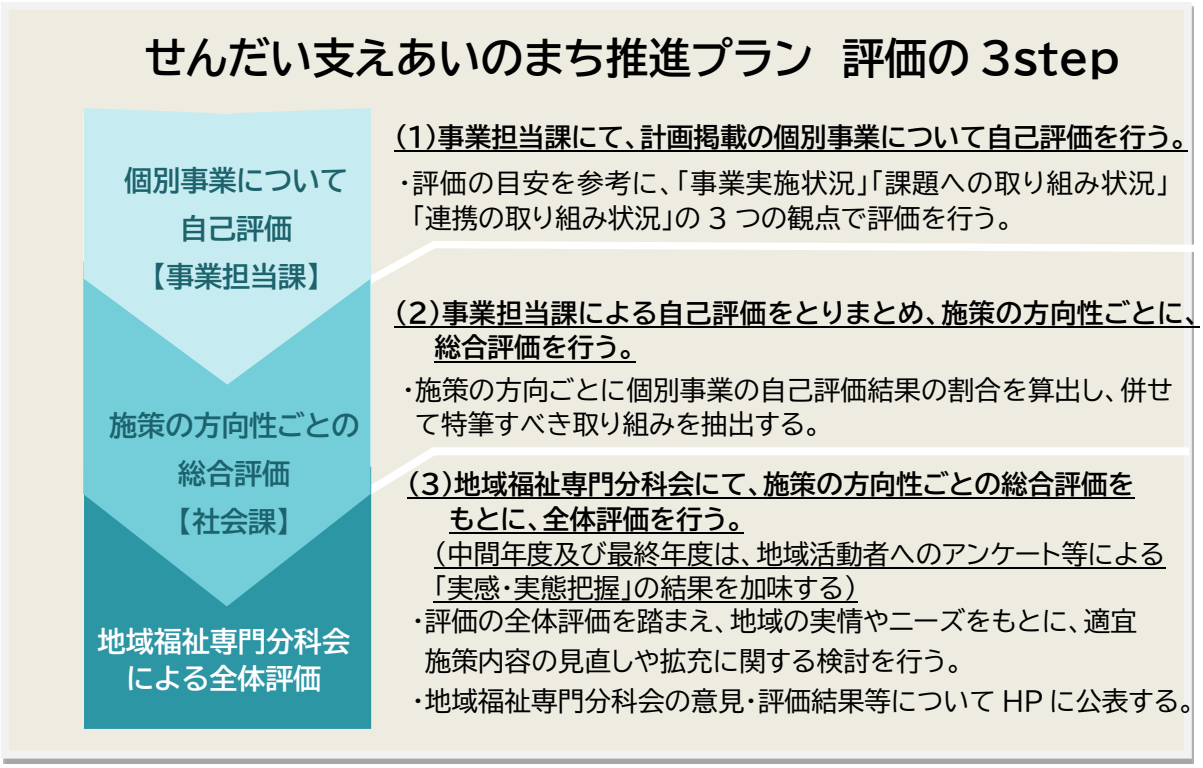
なお、評価結果については、計画の策定及び推進、その他地域福祉の推進に関する事項を審議することを目的に設置する「仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」（以下、「地域福祉専門分科会という。）による意見を踏まえ公表する。

(2)評価対象

本計画では、基本理念及び基本目標を踏まえた、3 つの「基本的方向」を位置付けており、さらに、12 の「施策の方向」から事業を展開していくことで、包括的な支援体制の整備を推進していく。また、本計画に盛り込んでいる生活困窮者自立支援や、本計画と一体的に策定している、本市の成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画も併せて推進していく。よって、本計画に掲載している個別事業の実施状況を踏まえ、12 の「施策の方向」および生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進の 3 つの「分野別取り組み」について、評価の対象とする。

(3)評価の手順

評価にあたっては、事業担当課による個別事業評価、社会課による総合評価、地域福祉専門分科会による全体評価により行い、全体評価の結果について公表する。



せんだい支えあいのまち推進プラン　施策の展開

基本理念　ともに生き、支えあうまち

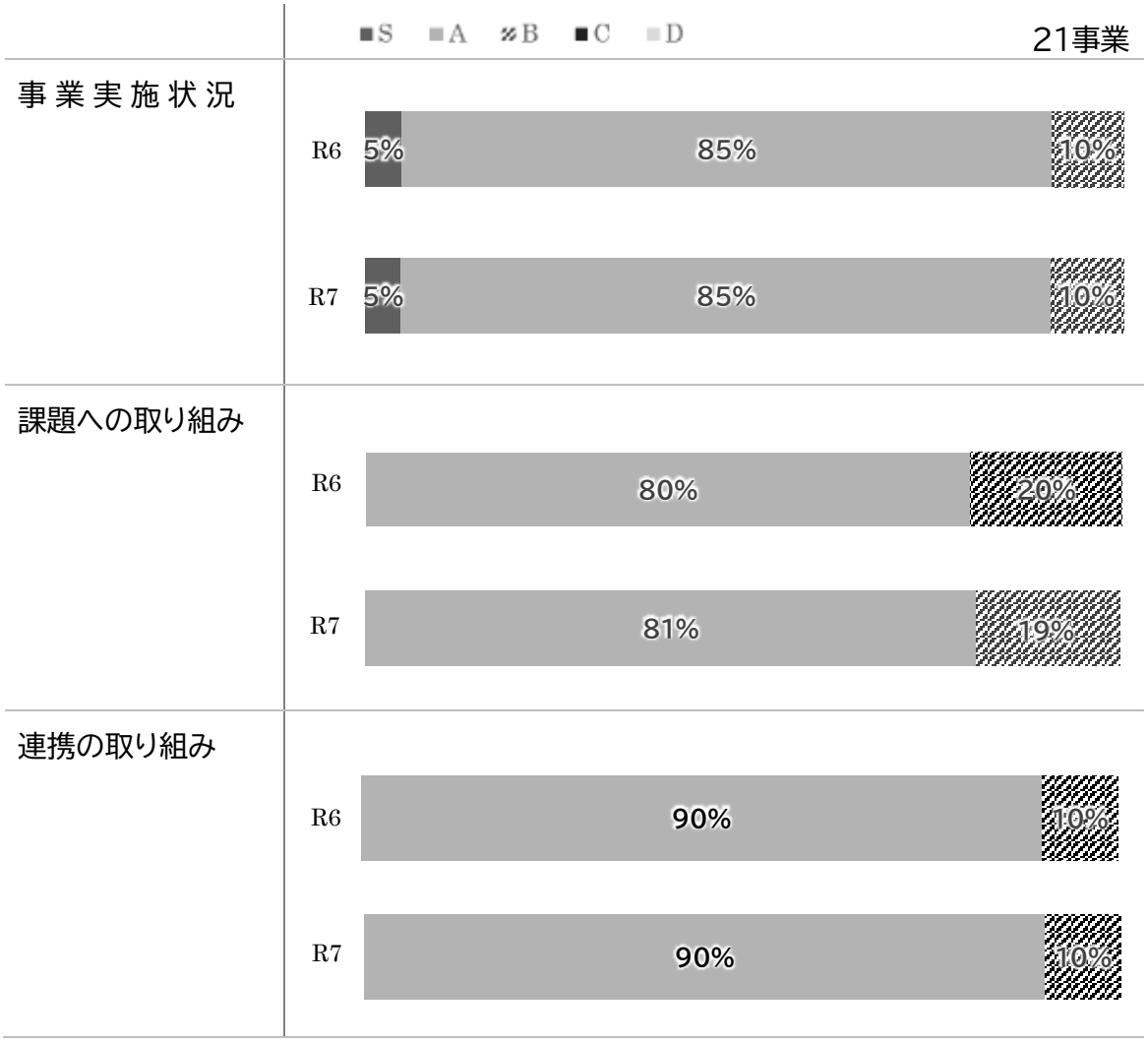
基本目標	基本的方向	施策の方向
誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる	1 多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進	共生の意識を高める取り組みの推進
		ニーズに合った多様な居場所づくり
		就労や住まいの確保の支援の推進
		誰もが暮らしやすい生活環境の整備
	2 地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化	地域福祉活動への参加と人材育成の促進
		地域のさまざまな主体による活動の充実・強化
		多様な主体のつながりによる地域づくりの推進
		災害に備える地域づくり
	3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進	日頃の見守り活動の促進
		身近な相談機能の充実
		複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり
		多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実
分野別の取り組み		生活困窮者自立支援
		成年後見制度利用促進
		再犯防止推進

Ⅱ　令和7年度総合評価

基本的方向１　多様性を認めあい、社会とつながる環境づくりの推進

（1）共生の意識を高める取り組みの推進

取り組み状況の評価



■事業実施

・21 事業のうち 1 事業を S 評価、18 事業を A 評価とし、2 事業を B 評価とした。

・**1**「多様な性のあり方についての理解促進、性的少数者への支援」　新たに相談事業「にじいろ相談」を令和 7 年 10 月から開始し、性の多様性に関する悩み等を抱える方への支援体制の整備に取り組んだ。

・**11**「認知症サポーター養成講座及びキャラバン・メイト養成研修」　認知症サポーター養成講座養成者数は累計 12 万 2 千人に達し、幅広い世代や職域の方等を養成することができた。キャラバンメイト養成研修は予定通り開催し、39 名養成した。令和 7 年度は、包括職員等の福祉関連職員等の他、製薬関連企業や大学教員、警察(運転免許センター関連)などからも受講参加があり、より幅広い分野へのキャラバンメイト養成を行うことができた。

・**19** 「不登校対策推進事業」　市立中学校に設置する在籍学級外教室「ステーション」を令和 6 年度の 45 校から 60 校（小学校 15 校、中学校 45 校）へと拡充した。教育支援センター「児遊の杜」や教育支援センターサテライト「杜のひろば」での支援に加えて、相談員が新規ステーション設置校を中心に学校訪問を行うなど、訪問相談支援の充実を図った。

■課題への取り組み

・21 事業のうち 17 事業を A 評価とし、4 事業を B 評価とした。

・**9** 「障害者差別解消の推進」　障害者アートを活用した Web 広告を配信し、幅広い世代に向けた普及啓発を実施したほか、小学生を対象とした手話講座を開催するなど、若年層への理解促進に努めた。障害理解に関する情報の入口となる「障害理解ポータルサイト」、及び障害者差別の相談を受け付ける「障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル」に関するポスターを新たに作成し、市民利用施設へのポスター提供・掲出を行うことで市民への普及啓発を図った。

・**13** 「社会を明るくする運動」　各地区で対面での講話や絵本の読み聞かせなど工夫を凝らした出前授業を行い、啓発用 DVD も有効に活用できた。

・**21** 「孤独・孤立対策推進事業」　孤独・孤立対策の視点で再整理し、各分野の既存事業について、市ホームページの掲載内容を更新した。

■連携の取り組み

・21 事業のうち 19 事業を A 評価とし、2 事業を B 評価とした。

・**6** 「ボランティアフォーラム」　パネリストに大学生、NPO 団体、外国人支援団体を招き、多様なボランティア活動を紹介し、見守り活動やごみ拾いなど身近に始められる内容で、ボランティア活動参加を促す機会となった。

・**14** 「外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業」　外国人受け入れ環境整備の一環として、転入時のワンストップ支援窓口の設置を目指し、3 月下旬から 4 月上旬の引っ越しシーズンに国外から市内に転入する外国人を対象とした特設窓口（転入に係る手続きや生活情報提供等の支援）を開設した。

・**15** 「人権教育研修会」　新たに日本ユニセフ協会学校事業部に講師を依頼し、各学校の人権教育担当者等を対象にこどもの人権について講義、演習を行った。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

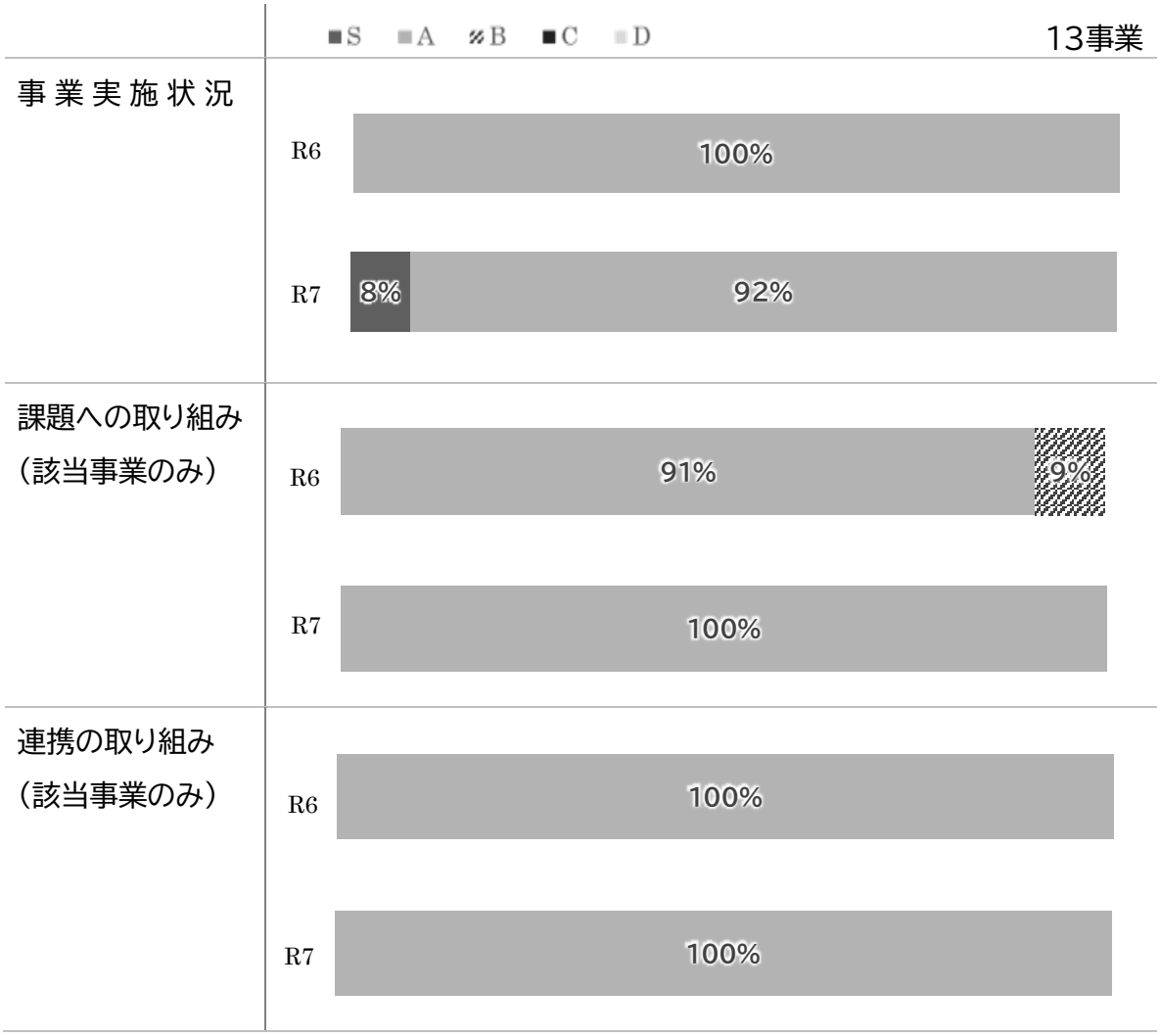
★地域福祉活動やボランティア活動に関する広報･啓発や活動参加の機会を通じ、幅広い市民に対する地域福祉への理解促進に取り組みます。

地域福祉活動やボランティア活動への理解促進を図るため、ボランティアフォーラムや地域福祉セミナーを開催し、多様な主体による活動紹介や意見交換の機会を設けた。また、多様性への理解促進や孤独・孤立対策に係る取組を進め、誰もが地域の中でつながりながら暮らせる地域づくりを推進した。

今後は、若年層を含む幅広い世代に対する広報・啓発の充実を図り、地域福祉への理解と共生の意識の醸成を進めていく。

（2）ニーズに合った多様な居場所づくり

取り組み状況の評価



■事業実施

・13 事業のうち 1 事業を S 評価、12 事業を A 評価とした。

・**7**　「認知症カフェの推進」　地域性に合わせた運営がされている。新規開設 12 か所を含む設置数は 114 カ所となった。また、ネットワークミーティングを開催し、認知症カフェの目指す方向性を共有することができた。

・**12**　「市民センターによる交流事業」　子育てサロンを通じて、子育ての悩みの解消を図るとともに、仲間づくりの場を提供することができた。また、高齢者向けの講座や市民センターまつり等、高齢者が気軽に集い、交流できる場を提供できた。

・**13**　「こどものためのサードプレイス事業」　令和 7 年 7 月から青葉区、令和 8 年 1 月から太白区で開始し、市内合計 3 拠点で実施。拠点支援と訪問支援を行い、困難を抱える

小学生とその保護者を支援することができた。

■課題への取り組み

・該当 12 事業すべてを A 評価とした。

・2 「小地域福祉ネットワーク活動への支援」　担い手不足を課題として挙げる地区が多く、その背景には、地域活動を行うことは負担感を伴うというイメージがあることから、地域活動を進める上で、「効率化/負担軽減/若い世代の参加」を目指すため、ICT 活用研修会を開催し、地域で取り入れてもらうことで負担軽減を図った。

・4 「ひきこもり者地域支援事業」　令和 7 年度より、新たにひきこもり者向け心理カウンセリング事業を開始し、ひきこもりニーズ調査に沿ったサービスの提供ができ、ひきこもり支援体制の強化が出来た。

・13 「こどものためのサードプレイス事業」　各区家庭健康課や児童相談所等の支援機関や地域住民からの紹介等で支援が必要な家庭が少しずつつながることができるようになってきている。また、拠点数が増加したため、拠点に来ることができるようになった児童が増えた。

■連携の取り組み

・該当 12 事業すべてを A 評価とした。

・2 「小地域福祉ネットワーク活動への支援」　CSW(コミュニティーソーシャルワーカー）の働きかけにより、多機関協働を推進し、様々な団体・関係者と連携した支えあいの体制づくりに取り組んだ。社会福祉施設等とつながり、協働した事例が複数生まれた。

・11 「ふれあい広場」　義務教育が終了する中学 3 年生が切れ目なく支援につながるよう、中学校や教育支援センターへ当センターの事業を周知するとともに、学校でのケース会議や面談に職員が参加し、当広場の利用につなげた。

・12 「市民センターによる交流事業」　各地域の町内会やサークル団体、小中学校、区役所関係各課など、様々な団体と地域の特色を活かした連携が行われている。

主な課題と今後の方向性

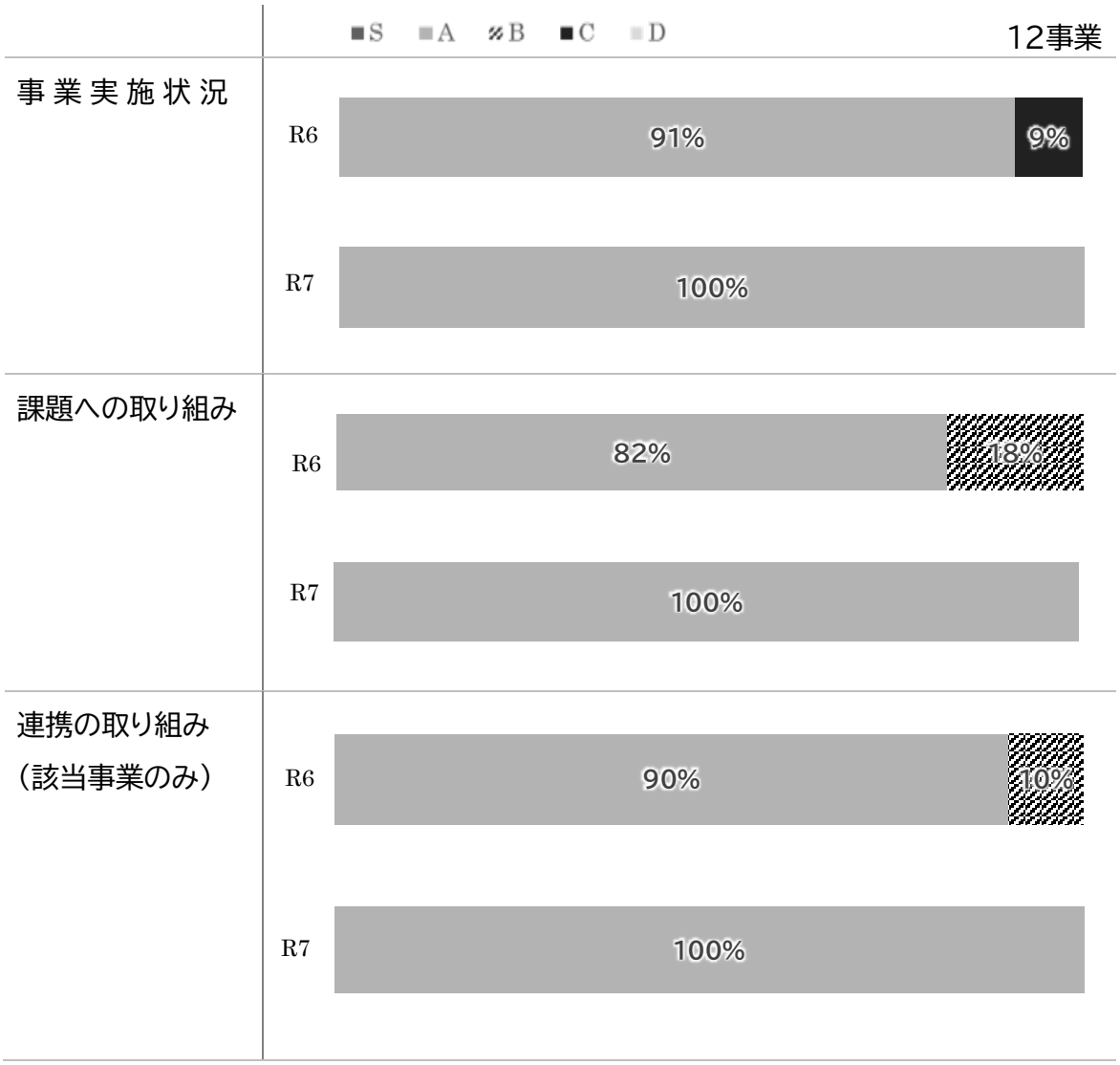
様々な背景や状況にある方が自分に合った居場所につながることができるよう、多様な交流機会や居場所づくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら支援体制の充実に取り組んだ。特に、こどものためのサードプレイス事業では拠点の拡充を進め、支援を必要とするこどもや家庭が地域の支援につながる機会の充実を図った。

一方で、地域活動の担い手不足や、多様なニーズに対応する社会資源のさらなる充実、必要な方へ情報を十分に届けるための効果的な周知のあり方について、引き続き検討していく必要がある。

今後は、関係機関との連携を強化するとともに、居場所を必要とする方が適切な支援や居場所につながることができるよう、利用しやすい環境づくりや情報発信の充実に取り組んでいく。

（3）就労や住まいの確保の支援の推進

取り組み状況の評価



■事業実施

・12 事業すべてを A 評価とした。

・**1**　「就業自立相談」　仙台市母子家庭相談支援センターの支援対象（母子家庭の母や寡婦、離婚予定で別居中の母子）外の女性を対象に、本人の意思に沿った丁寧なキャリアカウンセリングで、自立に向けての支援を行った。10 代に十分な学びの機会を得られなかった女性を主な対象にキャリアカウンセリングと個別学習を組み合わせた「自立を目指す女性のための“学び直し”を通したキャリア支援事業」を実施した。

・**6**　「生活困窮者就労訓練推進事業」　新たに 3 社を就労訓練事業所として登録し、利用者 7 名を就労訓練事業の利用につなぐことができた。実際に企業で働く経験を通じて就労意欲を高めた。その結果、4 名が就労決定し、うち 3 名は就労訓練実施企業へ就職、1 名は他企業への就職が決定した。

・**7**　「障害者就労支援体制の充実」　障害者就労支援センターに障害者の就労に関する総合相談窓口を設置。就労を希望する障害者一人ひとりのニーズ等に応じた支援等を行って

おり、昨年度に比して相談件数が増加した。

■課題への取り組み

・12 事業すべてを A 評価とした。

・**5**　「生活困窮者就労準備支援事業」　プログラム参加者は前年度の 2112 名から 2086 名に減少したものの、利用者数は 25 名から 32 名に、就労決定者は 4 名から 12 名に増加した。

・**8**　「地域生活支援拠点事業」　市内の短期入所事業所を対象にアンケート調査を実施し、緊急受入れの体制整備に協力可能性のある事業所を把握した。

・**12**　「若者自立・就労支援事業」　継続利用者へ重点的にアウトリーチ支援を実施した。準備段階や環境調整への丁寧な働きかけにより、当事者が自ら新たな活動へ踏み出し、自己の変化を実感できるよう支援した。

■連携の取り組み

・該当 11 事業すべてを A 評価とした。

・**3**　「生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業」　居宅確保支援のため、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」や福祉事務所、ホームレス支援団体等と連携し、支援を行った。

・**9**　「青少年の就労・就学支援活動」　仙台市若者自立・就労支援事業における就労支援プログラムの活用により、就労先の選択肢が広がった。相談支援事業所との連携により、就労系障害福祉サービスにつながった。

・**11**　「住宅確保要配慮者居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援」　居住支援協議会の開催に加え、住宅確保要配慮者の円滑な入居につながるよう、居住支援に関する課題の共有、意見交換、取り組みの検討・実施の場として、居住支援法人と福祉事業者等との交流会を開催した。

主な課題と今後の方向性

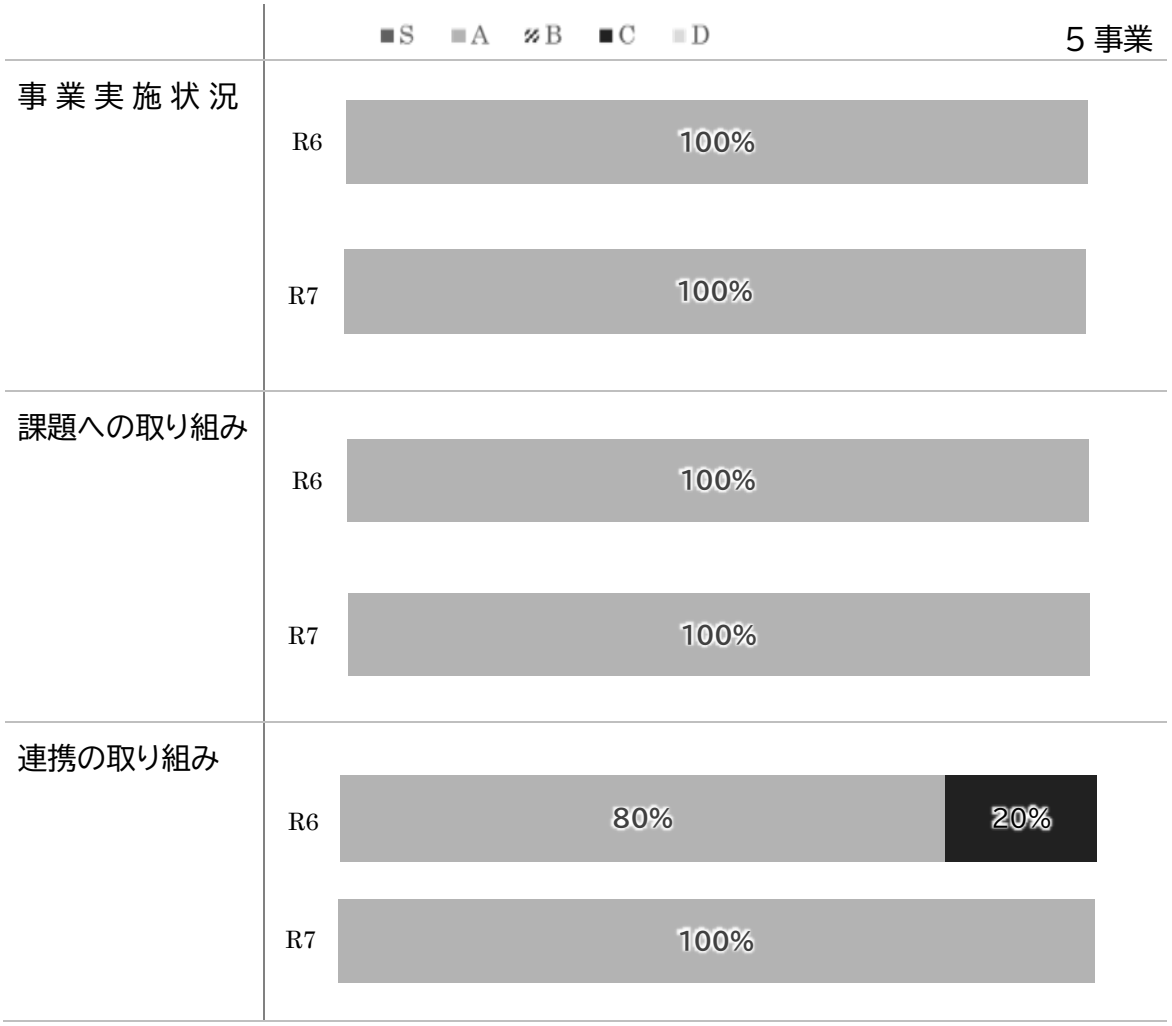
さまざまな事情により就労や住まいの確保に課題を抱える方に対し、就労支援や居住支援を実施するとともに、関係機関との連携により支援体制の充実を図った。また、就労訓練やアウトリーチ支援等を通じて、社会参加や自立に向けた支援を進めた。

一方で、就労や住まいの確保につながった後も、地域で安定した生活を継続するための支援が必要な事例が見られる。

今後は、関係機関との連携をさらに強化しながら、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行い、地域生活への定着と自立した暮らしの実現に向けた取り組みを進めていく。

（4）誰もが暮らしやすい生活環境の整備

取り組み状況の評価



■事業実施

・5 事業すべてを A 評価とした。

・**1**　「『ひとにやさしいまちづくり推進協議会』との連携・協力による市民や事業者への啓発活動」　ポスターデザインの見直しとホームページの改修を行った。広報誌を各区役所のほか協議会の構成団体にも郵送し、啓発活動を行った。

・**3**　「障害のある方への情報保障・意思疎通支援の取り組み」　視覚等に障害のある方を対象に様々なサービスや催事情報等の生活情報を、点字や音声で提供することで、障害のある方の情報保障を図った。また、聴覚障害のある方の各種通訳や相談等に応じるため、手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置するとともに、手話や要約筆記等の各種奉仕員等の養成講座の開講・派遣を行った。

・**5**　「バリアフリー法に基づく交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進」　仙台市バリアフリー推進協議会の開催や各種調査等により、バリアフリー基本構想（全体構想）をベースに全市的な観点からバリアフリー化の方針を整理した移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を策定した。

■課題への取り組み

・5 事業すべてを A 評価とした。

・**1**　「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」との連携・協力による市民や事業者への啓発活動」　協議会会員を通じた民間団体への啓発グッズ配布等、継続的に普及・啓発を実施した。

・**2**　「『仙台市ひとにやさしいまちづくり条例』に基づく建築物等のバリアフリー化の促進」　市の補助金が交付される一部の施設については、整備基準または目標となる指針に適合しているが、その他の施設については部分的な適合に留まっているため、条例の趣旨を理解していただくための普及・啓発の方法について検討を進めた。

・**4**　「外国人が暮らしやすい社会の形成推進事業」　生活支援の面において、外国につながるこども支援のためのコーディネーター派遣件数（113 件）が昨年度（79 件）を上回るなど、子どもを支える体制づくりが進められた。

■連携の取り組み

・5 事業すべてを A 評価とした。

・**1**　「『ひとにやさしいまちづくり推進協議会』との連携・協力による市民や事業者への啓発活動」　普及・啓発活動や出前講座の実施等にあたっては、ひとにやさしいまちづくり推進協議会と連携して取り組んでいる。

・**2**　「『仙台市ひとにやさしいまちづくり条例』に基づく建築物等のバリアフリー化の促進」　仙台市ホームページにて、ひとにやさしいまちづくり条例に適合した建築物一覧（掲載を希望したもののみ）を掲載している。

・**3**　「障害のある方への情報保障・意思疎通支援の取り組み」　各事業所管課に対し、本事業の目的や内容について全庁照会時に周知を行うとともに、職員掲示板を活用した情報発信を実施した。

主な課題と今後の方向性

障害のある方への情報保障や意思疎通支援、多言語による情報発信や相談対応の充実を図るとともに、移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を策定し、誰もが利用しやすい生活環境の整備促進を図った。

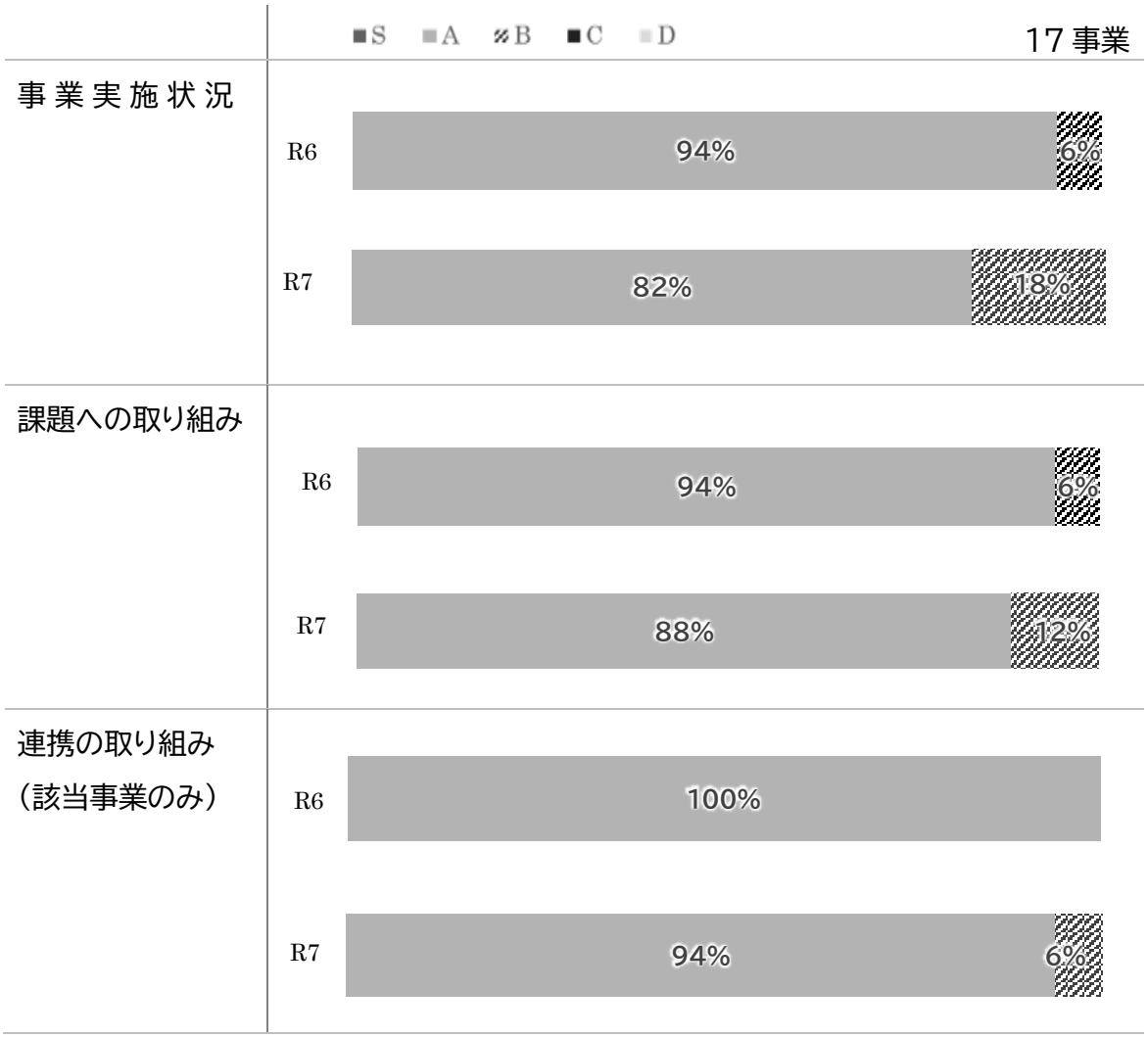
多文化共生の推進に向け、外国人住民への情報提供や生活支援の充実に取り組んだ。一方で、民間施設等におけるバリアフリー化のさらなる推進や、増加する外国人住民への対応など、多様なニーズに応じた環境整備が求められている。

今後も関係機関との連携や普及啓発を進めながら、誰もが安心して暮らせる生活環境の充実を図っていく。

基本的方向２　地域の課題に気づき、解決を図る地域力の強化

（1）地域福祉活動への参加と人材育成の促進

取り組み状況の評価



■事業実施

・17 事業のうち 14 事業を A 評価、3 事業を B 評価とした。

・**6**　「ボランティアセンターにおけるボランティアに関する各種講座」　地域福祉サポーター講座では高校生や大学生、社会人を対象に、ボランティアの基礎的な知識や心構えを学ぶとともに、地域の活動者との交流の場を設け、講座の受講後に実際の活動につながる機会を提供した。

・**12**　「市民後見人養成・支援事業」　第 4 期市民後見人養成講座（計 12 日間）を開催し、10 名が市民後見人候補者として名簿登録した。また、既存の市民後見人候補者名簿登録者に対し、継続研修を年 2 回開催し、知識の習得やスキルの充実を図るとともに、受任終了者も含めた後見人連絡会を年 2 回開催し、「市民後見人パンフレット」を作成す

るとともに、成年後見制度や市民後見人の普及啓発に関する意見交換を行った。

・**16**　「市民センターによる地域づくり支援事業」　こども、若者、住民の各層を対象とした市民参画型の事業を継続して実施することで、地域の多様な活動を担う人材の育成を着実に進めることができた。

■課題への取り組み

・17 事業のうち 15 事業を A 評価、2 事業を B 評価とした。

・**2**　「地域活動に関する情報提供」　多様な背景を持つ住民が主体的に地域活動へ参加している町内会を取材し、その取り組みレポートをウェブサイトに掲載等することで、好事例の展開を図った。

・**3**　「若者が活躍するまちづくり事業」　活動の内容が分からないという不安の払拭や情報の届け方に留意し、チラシや SNS 等での発信を工夫しながら実施した。また、仙台まちづくり若者ラボにおいてユースチャレンジ！コラボプロジェクト（若者版・市民協働事業提案制度）や仙台若者チャレンジアワードの紹介を行うなど、事業間での連動により若者の継続的なまちづくり活動への参加を促進した。

・**13**　「介護予防自主グループ支援事業」　新たな担い手の発掘に向けて、地域包括支援センターと区・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課で情報を共有しながら、地域の実情に合わせながら支援を行っている。また、令和 7 年度から開始したアクティブシニア・ボランティアポイント制度を活用し、新たな担い手の発掘に努めている。

■連携の取り組み

・該当 16 事業のうち 15 事業を A 評価、1 事業を B 評価とした。

・**1**　「地域防災リーダー養成・支援事業」　SBL 養成講習会の受講者を各区連合町内会長協議会から推薦していただくことや、関係機関等に対し SBL のフォローアップ研修会での講師対応を依頼することで、より地域に根差した SBL の養成に取り組んだ。

・**4**　「女性と防災まちづくり人材育成事業」　公益財団法人せんだい男女共同参画財団と連携し、女性が地域でリーダーシップを発揮し、それぞれの活動現場でさらに活動できるよう、さまざまな支援を行った。

・**9**　「ボランティアセンターによる夏のボランティア体験会」　地域に根差した施設・団体を目指す方法のひとつとして夏のボランティア体験会を活用いただいている。

主な課題と今後の方向性

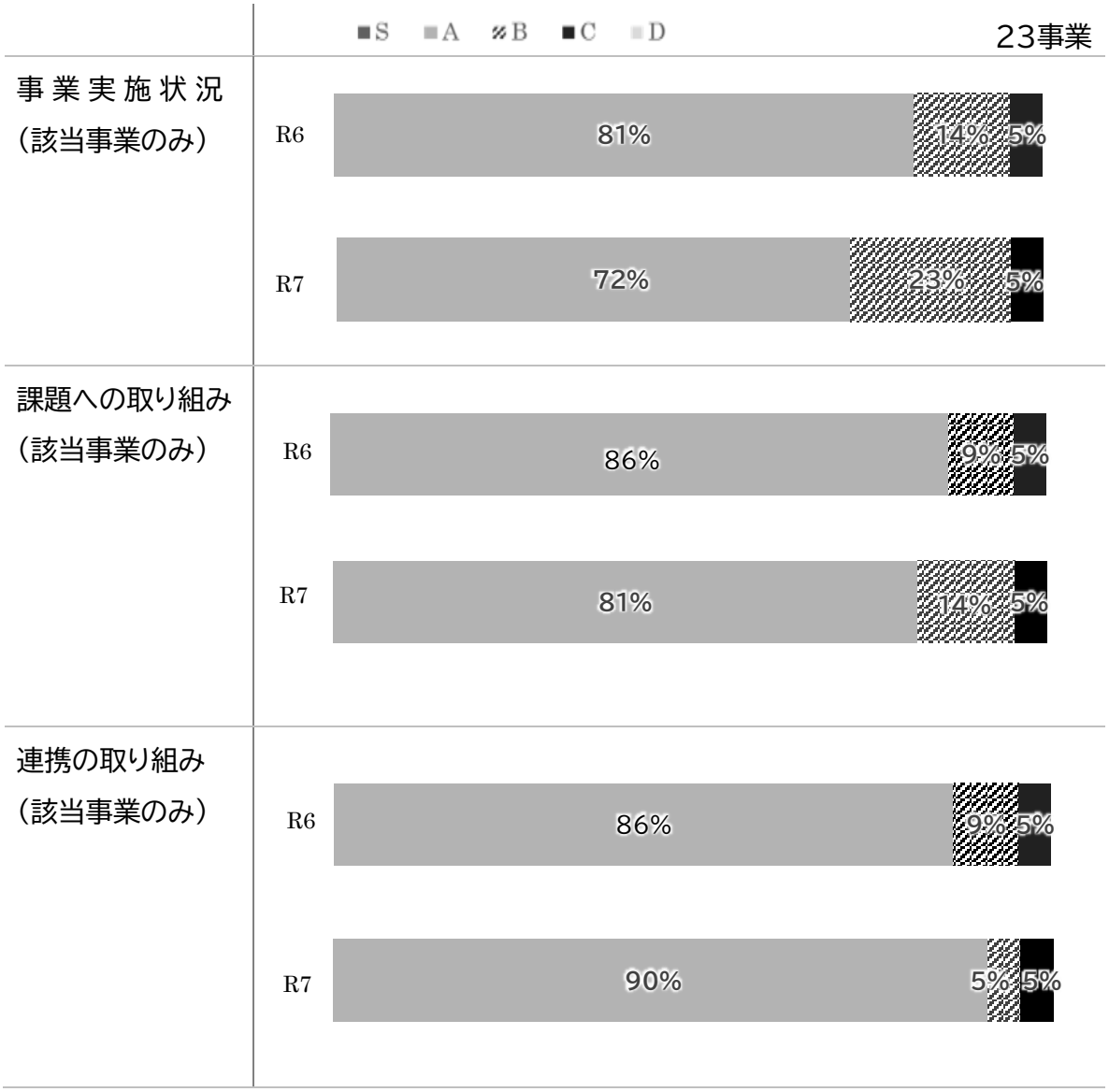
地域福祉活動の担い手を育成するため、ボランティア活動や市民後見人活動、介護予防活動等に関する講座や研修を実施するとともに、若者をはじめとする多様な世代が地域活動に参加する機会の確保に取り組んだ。

一方で、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が進んでおり、活動への参加を継続的な実践につなげていくことが課題となっている。

今後は、地域活動に関する情報発信や活動機会のさらなる充実を図るとともに、多様な主体と連携しながら新たな担い手の発掘・育成に取り組んでいく。

（2）地域のさまざまな主体による活動の充実･強化

取り組み状況の評価



■事業実施

・該当 22 事業のうち 16 事業を A 評価、5 事業を B 評価、1 事業を C 評価とした。

・**12** 「地域福祉を担う老人クラブへの活動支援」　老人クラブに対し、地域福祉活動に関する助成金を交付し、花壇花植えや町内清掃などの環境美化活動や高齢者見回り等の友愛活動を実施していただている。

・**16** 「のびすく（子育てふれあいプラザ等）における子育て支援ボランティア活動に対する支援」　のびすく各館が、子育てに関する事業を行う団体等との連携し、市民による子育ての相互援助活動（ボランティア）の促進および支援に取り組んだ。

・**23** 「ともに支えあうまちづくり活動創出助成金の実施」　地域福祉活動の推進のために、新たに取り組む活動や既存の活動を拡充して行う活動に助成金を支給。助成金を通

して、地区社会福祉協議会など地域の団体が行う地域福祉活動の発展の後押しができた。

■課題への取り組み

・該当 22 事業のうち 18 事業を A 評価、3 事業を B 評価、1 事業を C 評価とした。

・**6**　「男女共同参画に関する学習・啓発事業の実施及び各種情報の収集・提供」　テーマや対象を工夫して企画を実施したことにより、新たな参加者層の獲得につながった。また、SNS での発信を強化し、講座情報をより広く発信した。

・**17**　「仙台すくすくサポート事業」　子育て情報を発信する子育て応援都市推進課 Instagram アカウントでのマンガによる事業紹介や、イオンタウン仙台泉大沢デジタルサイネージでの事業紹介等、幅広い年代への広報に努めた。

・**20**　「地区社協活動の見える化促進事業」　Facebook や Instagram、YouTube による多世代に向けた情報発信を継続している。仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所では地域のイベント等でクイズなどのこどもでも楽しめるような PR ツールを作成して地区社会福祉協議会の活動の周知を図っている。

■連携の取り組み

・該当 22 事業のうち 20 事業を A 評価とし、1 事業を B 評価、1 事業を C 評価とした。

・**13**　「介護予防・日常生活支援総合事業」　事業に取り組む地域包括支援センター数を増やし実施した。実施にあたっては、地域活動のつながりや地域ケア会議等のつながりから地域の関係機関とも連携を図り、専門職の派遣協力をもらい実施した。

・**18**　「こどもの居場所づくり」　仙台市社会福祉協議会と連携し、各こども食堂に対する助成金の給付や、日常的なこども食堂の運営支援を行うことができた。また、こども食堂ネットワーク会議への参加や実績報告の確認を通して各こども食堂の実態把握に努めることができた。

・**19**　「地域ごみ出し支援活動促進事業」　制度の周知にあたり、引き続き本市ホームページの活用や、各関係部署への周知依頼、町内会等の地域団体へのチラシ配布等を実施した。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

★地区社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」について、各地域での取り組みが進むよう、CSW が中心となり地域の実情に合わせた活動支援を進めます。
★民生委員児童委員活動の広報・啓発を強化し、活動に対する地域住民への理解浸透を図るとともに、人材確保に向けた取り組みを進めます。また各種研修や情報提供等により、活動支援を進めます。

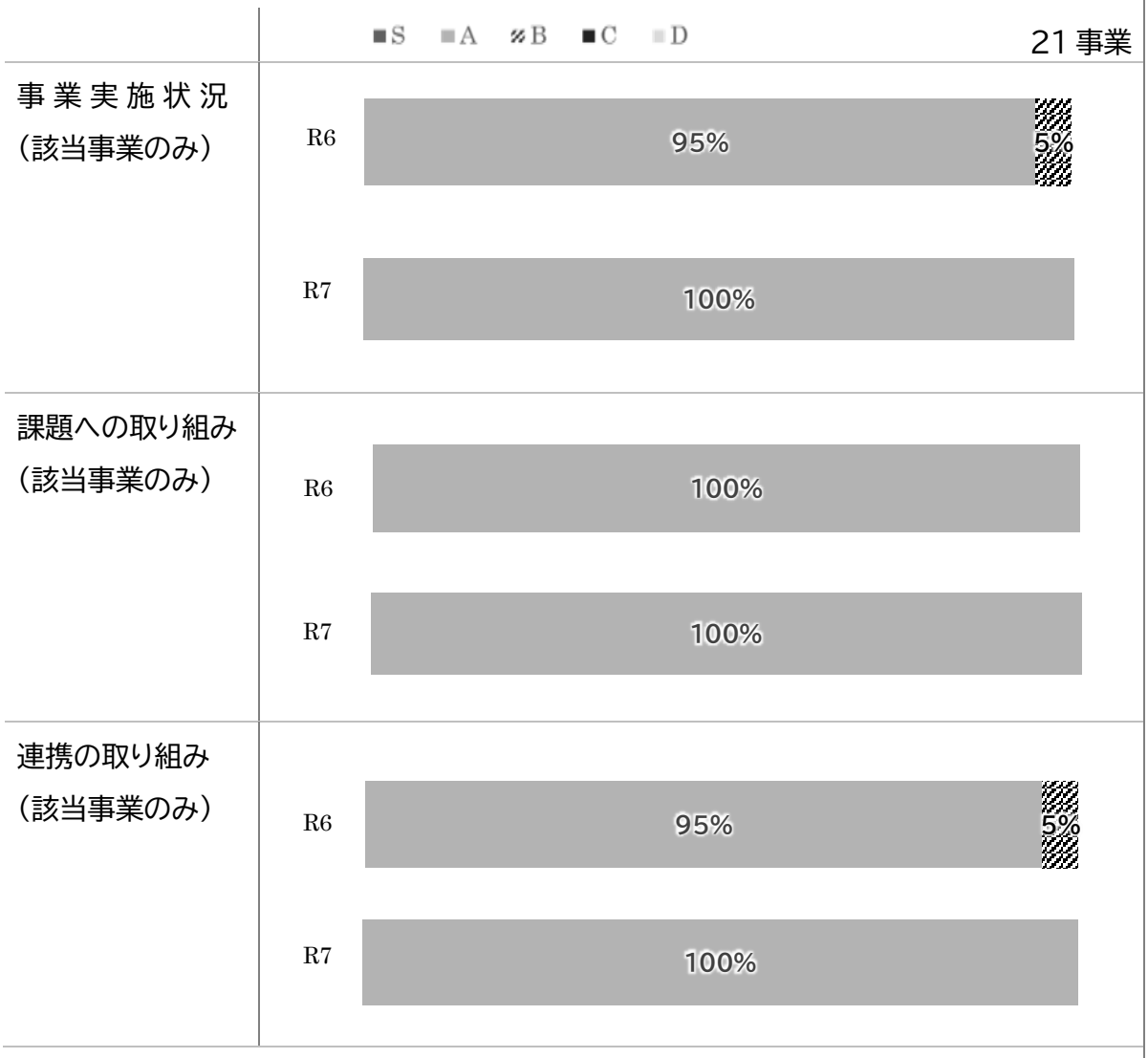
小地域福祉ネットワーク活動への支援では、CSW の働きかけにより、多機関協働による支えあいの地域づくりを進めるとともに、地区社会福祉協議会活動の見える化や情報発信を通じて、地域福祉活動への理解促進を図った。

また、民生委員児童委員活動への支援では、各種研修や情報提供、民生委員協力員制度の周知等を通じて活動しやすい環境づくりに取り組んだ。

地域活動の担い手不足や活動者の高齢化は継続した課題となっていることから、今後も地域の実情に応じた活動支援を行うとともに、地域福祉活動や民生委員活動への理解促進を図りながら、若い世代の参加促進や担い手の確保に取り組み、地域活動の充実を図っていく

（3）多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

取り組み状況の評価



■事業実施

・該当 20 事業すべてを A 評価とした。

・**7** 「地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業」 社会や地域の課題解決に向けて、より効果的な取り組みにつなげるための現状分析・調査や、複数の団体が協働で課題解決を図る取り組み、民間事業の手法やノウハウを生かした取り組みに対して，必要な経費を助成した。

・**13** 「地域包括ケアシステム構築に向けた機能強化のための専任職員の配置」 機能強化専任職員を中心として、地域のサロンや認知症カフェ等の地域活動の再開、継続支援

および新規立ち上げに向けた支援を行いながら地域支援体制づくりに取り組んでいる。

・**15**　「まちづくり支援専門家派遣事業」　地域団体からの相談に応じてまちづくり専門家を派遣し、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供を行い、地域主体のまちづくり活動を支援してきた。まちづくり支援専門家派遣事業の人的支援をきっかけに、市民主体のまちづくり活動に取り組む地区が増加した。

■課題への取り組み

・該当 20 事業すべてを A 評価とした。

・**8**　「地域課題解決プロボノ活用」　地域団体や市民活動団体等とプロボノワーカーとの円滑な協働に必要なノウハウ等の普及を目指し、外部の人材を講師として、プロボノ活動に携わりたい市民や中間支援組織を対象としたワークショップを通じた半日程度の体験型セミナーを実施した。

・**11**　「ボランティアセンターによる地域福祉推進のための企業との連携事業」　マッチングポータルサイトの運営や YouTube による実践活動の情報発信により、企業が取り組みやすい事業の提案やボランティア活動を広く広報することができ、ゴミ拾い交流会への参加者も増えた。

・**17**　「マイスクールプラン 21 推進事業」　主体的な企画会議によりマイスクール同士での自主的なコーディネーター交流会を通して、活動の工夫・取組事例の情報交換を行い、高齢者だけでなく児童生徒との交流の場になるよう工夫した。

■連携の取り組み

・該当 20 事業すべてを A 評価とした。

・**9**　「地域福祉活動推進のためのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置」　困りごとを抱えた本人や民生委員等の地域住民だけではなく、地域包括支援センター等の支援機関からの相談も増えている。課題が複雑化する中で、教育・医療・行政など、さまざまな分野とつながりを持ちながら支援にあたる場面が増えており、より幅広い視点で対応を行った。

・**14**　「保育所地域活動事業」　地域の児童館や家庭的保育事業者等と連携し、講座やつどいの周知と参加促進を図り実施した。世代間交流事業の一環として、市民センターや地域の老人クラブ、高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム等）と連携し、児童と高齢者の交流活動を実施した。

・**21**　「学校支援地域本部事業」　学校支援地域本部は、学校の求めに応じた支援を行っている。学校支援ボランティアがこどもたちの豊かな学びの環境づくりに寄与しており、「地域とともに歩む学校づくり」につながっている。また、学校運営協議会委員として活動しているスーパーバイザーも増えており、学校と地域をつなぐ役割が期待される。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

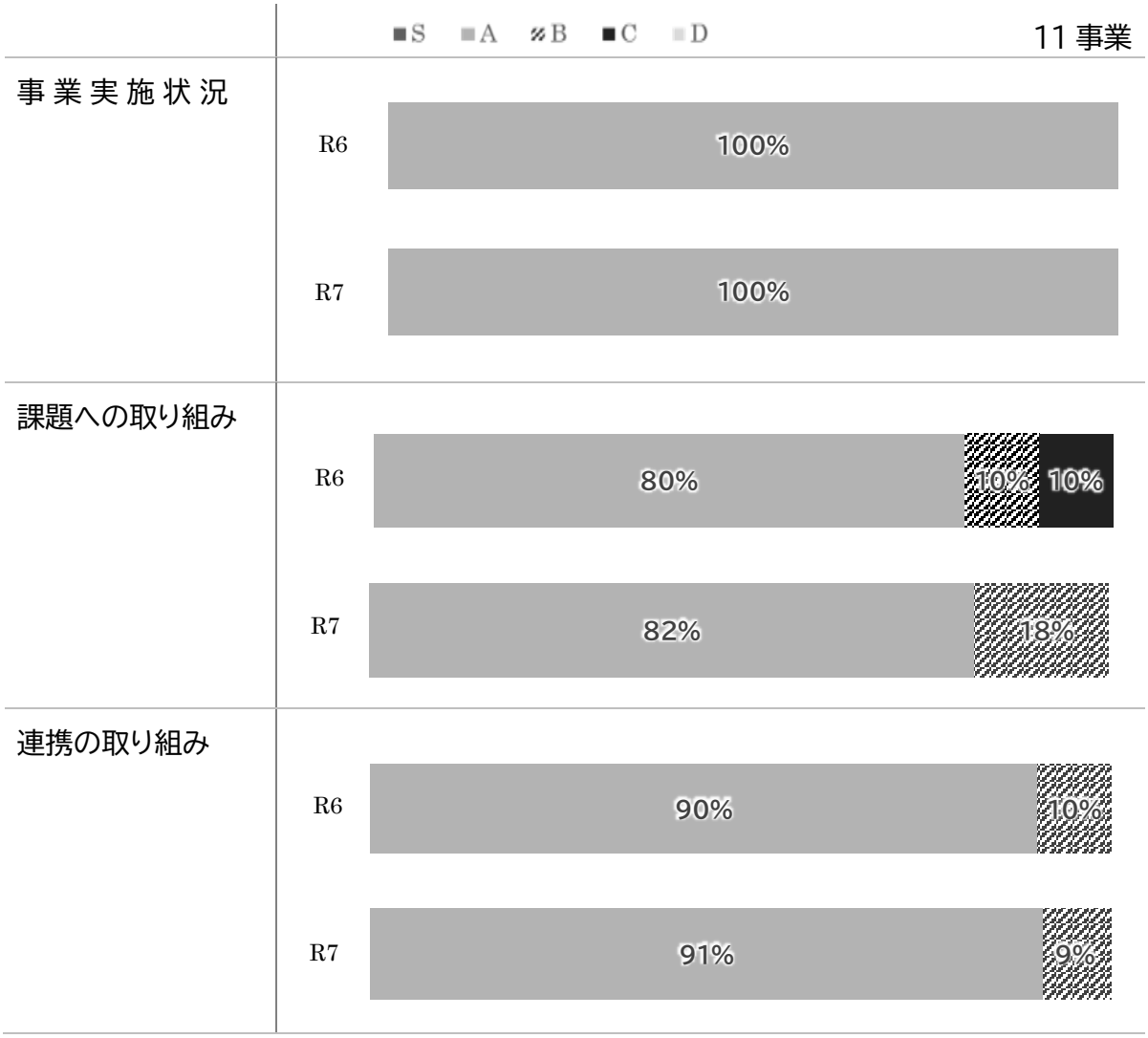
★CSW による住民主体の地域福祉活動への支援の充実のため、事例検討や情報共有等により CSW のスキルアップを図るとともに、体制のあり方の検討を進めます。

CSW による地域支援では、地域団体や関係機関との連携を進めながら、地域課題の把握や解決に向けた支援に取り組んだ。また、地域の多様な主体がそれぞれの強みや役割を活かして活動できるよう、関係づくりや連携の調整を行った。

今後も事例検討や情報共有等を通じて CSW のスキル向上を図るとともに、多様な主体の連携を促進し、地域課題の解決に向けた支援の充実を図っていく。

（4）災害に備える地域づくり

取り組み状況の評価



■事業実施

・11 事業すべてを A 評価とした。

・**1**　「新たな避難所運営マニュアルの作成」　各避難所運営委員会の相談に応じ、適切な運営ができるよう継続して助言を行ってきたほか、新たに指定された中小河川の洪水浸水想定区域により影響を受ける避難所に関し、これに対応した避難所運営マニュアルへの更新に向け支援を行った。

・**8**　「指定福祉避難所の機能強化」　社会福祉施設・事業所について、19 施設を新規指定した。（高齢者施設：14 施設、障害者施設：5 施設。なお他に特別支援学校 1 施設）また、上記の施設・事業所のうち、5 施設に対し施設整備補助を、並びに 12 施設に対し備品整備補助を実施した。

・**10**　「仙台版防災教育の推進」　全市立小学校を対象とした「震災遺構仙台市立荒浜小学校」活用学習を実施し、震災時の状況や津波の脅威、震災からの教訓等の学びを深めた。

■課題への取り組み

・11 事業のうち 9 事業を A 評価とし、2 事業を B 評価とした。

・**2**　「地域における自主防災活動への支援」　講習会等を通じ訓練の積極的な実施を働き掛けるとともに、「SBL 通信」を通じて他地区の訓練取り組み状況を伝えることで訓練に対する意識の向上を図った。

・**3**　「地域防災リーダー養成・支援事業」　学生 SBL 事業や多様な人材への新規養成講習受講促進活動を通して女性や若い世代の SBL の養成に注力し、自助・共助の取り組みを推進し、地域防災力の向上を図った。

・**5**　「女性と防災まちづくり人材育成事業」　「仙台防災未来フォーラム 2026」でのワークショップでは、地域版女性リーダー育成プログラム「決める・動く」の修了生がファシリテーターを務め、防災・減災における女性のリーダーシップの重要性を発信した。

■連携の取り組み

・11 事業のうち 10 事業を A 評価とし、1 事業を B 評価とした。

・**4**　「防災意識の普及啓発強化事業」　防災未来フォーラムにおいて、防災・減災アドバイザーが防災・減災や応急救護に関するレクチャーを行い、来場者の防災意識の向上に努めた。

・**7**　「福祉避難所の機能強化」　新たな協定締結により、災害時に地域において社会福祉施設等が福祉避難所として果たす役割について、理解を得ることができ、連携に取り組むことができた。また、仙台市老人福祉施設協議会と連携し、福祉避難所開設訓練を実施した。

・**11**　「災害ボランティア体制整備事業の推進（運営サポーター養成講座）」　パートナーシップ協約締結大学と連携して講座を開催し、人材育成に取り組んだ。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

★災害時における要援護者の支援体制づくりを一層普及させていくため、地域への周知啓発や地域の実情に応じた支援を進めていきます。

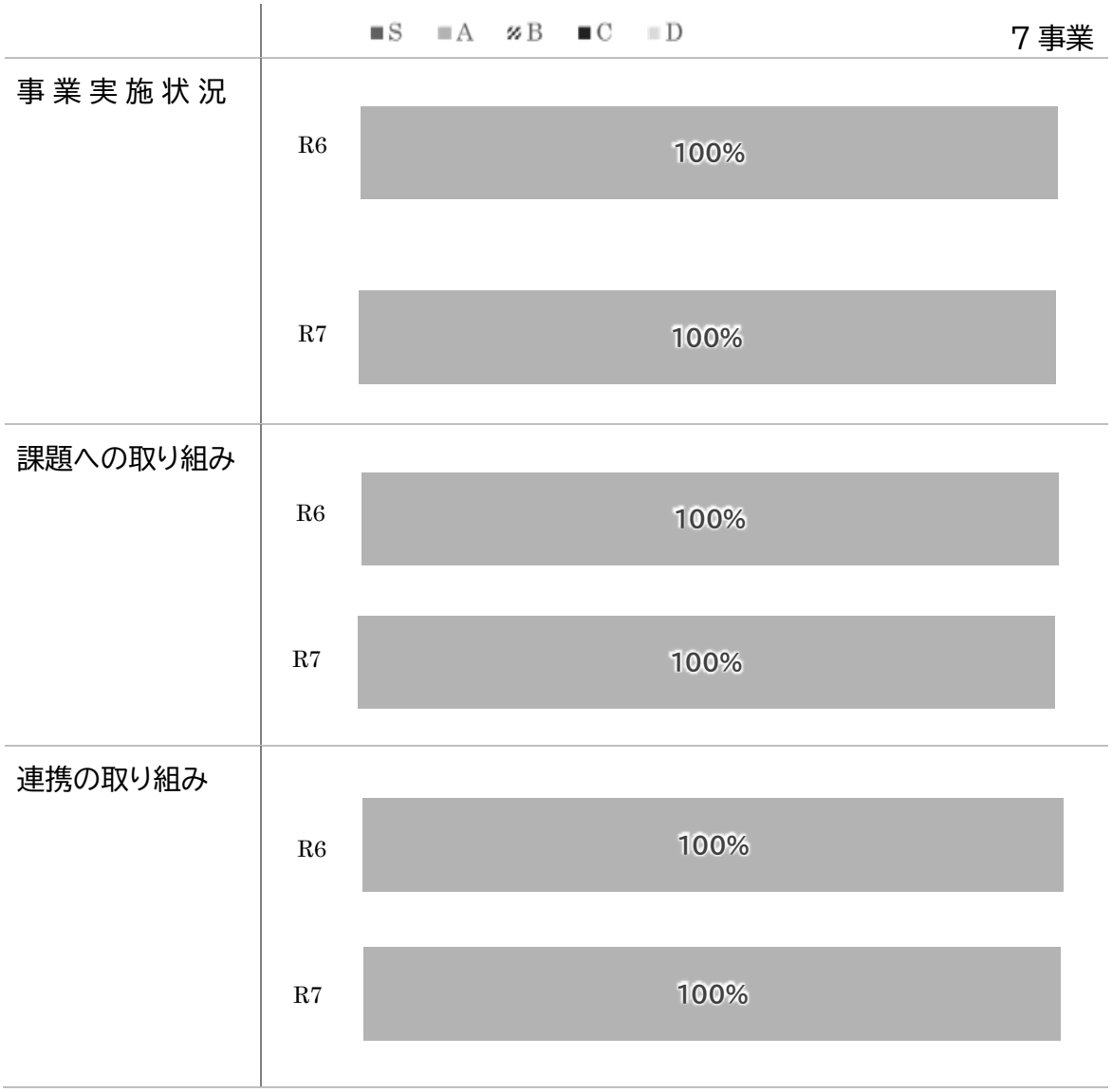
災害時要援護者支援の推進では、地域団体への制度周知や情報提供を行うとともに、指定福祉避難所の拡充や機能強化を進め、要配慮者の避難支援体制づくりを推進した。また、地域防災リーダーの養成や自主防災活動への支援を通じて、地域の防災力向上に取り組んだ。

一方で、要配慮者を含めた地域の避難支援体制づくりをさらに進めていくためには、地域住民や関係機関による理解浸透と連携強化が必要となっている。今後も地域の実情に応じた支援を行うとともに、関係機関や地域団体との連携を進めながら、災害に強い地域づくりを推進していく。

基本的方向３　多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

（1）日頃の見守り活動の促進

取り組み状況の評価



■事業実施

・7 事業すべてを A 評価とした。

・**1**　「町内会等住民自治組織支援・体力強化」　町内会役員永年勤続表彰の実施や町内会等に対する運営経費の支援、町内会役員向け講座の実施、町内会デジタル化推進事業等により、町内会等の育成や地域住民の福祉の向上を図った。

・**3**　「地域福祉を担う民生委員への活動支援」　民生委員児童委員活動費を増額し、民生委員の活動を支援した。民生委員協力員制度について民生委員の活動負担軽減に活用い

ただくため、パンフレットにより民生委員に周知した。

・**4**　「小地域福祉ネットワーク活動への支援」　地区社会福祉協議会が実施する小地域福祉ネットワーク活動のなかで、住民がその住み慣れた地域で安心した生活を送ることが出来るよう住民同士の見守りやサロン活動等を実施した。

■課題への取り組み

・7 事業すべてを A 評価とした。

・**2**　「高齢者等の消費者被害防止見守り事業」　情報共有や被害防止の取り組みを様々な方法で実施する必要があるため、学習会の実施（2 回）やネットワーク通信の発行（1 回）を通して積極的に情報共有し、消費者被害防止の取り組み等を実施した。

・**3**　「地域福祉を担う民生委員への活動支援」　区民生委員児童委員協議会との共催により、福祉施策や民生委員協力員制度等の理解に関する研修を実施した。

・**6**　「ふれあいデイホーム事業」　令和 7 年度より全てのボランティア団体で昼食の提供を再開し、高齢者の孤食の防止を行った。

■連携の取り組み

・7 事業すべてを A 評価とした。

・**2**　「高齢者等の消費者被害防止見守り事業」　市内の消費者被害や特殊詐欺の現状、各団体の消費者被害防止の取り組み等について情報共有することができた。また、委員を通じて各団体の会員等に消費者被害の現状等を周知することができた。

・**5**　「民間企業との連携による高齢者等の見守り活動」　民間事業者が状況の変化を把握した際は、結果的には本人が無事であったような異変であっても、速やかに区役所等へ通報を行うなど、確実な連携により事業が実施されている。

・**7**　「給食サービスボランティア助成」　類似サービスである食の自立支援サービスとの連携を見据え、助成対象団体に食の自立支援サービスの事業説明会への参加を促した。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

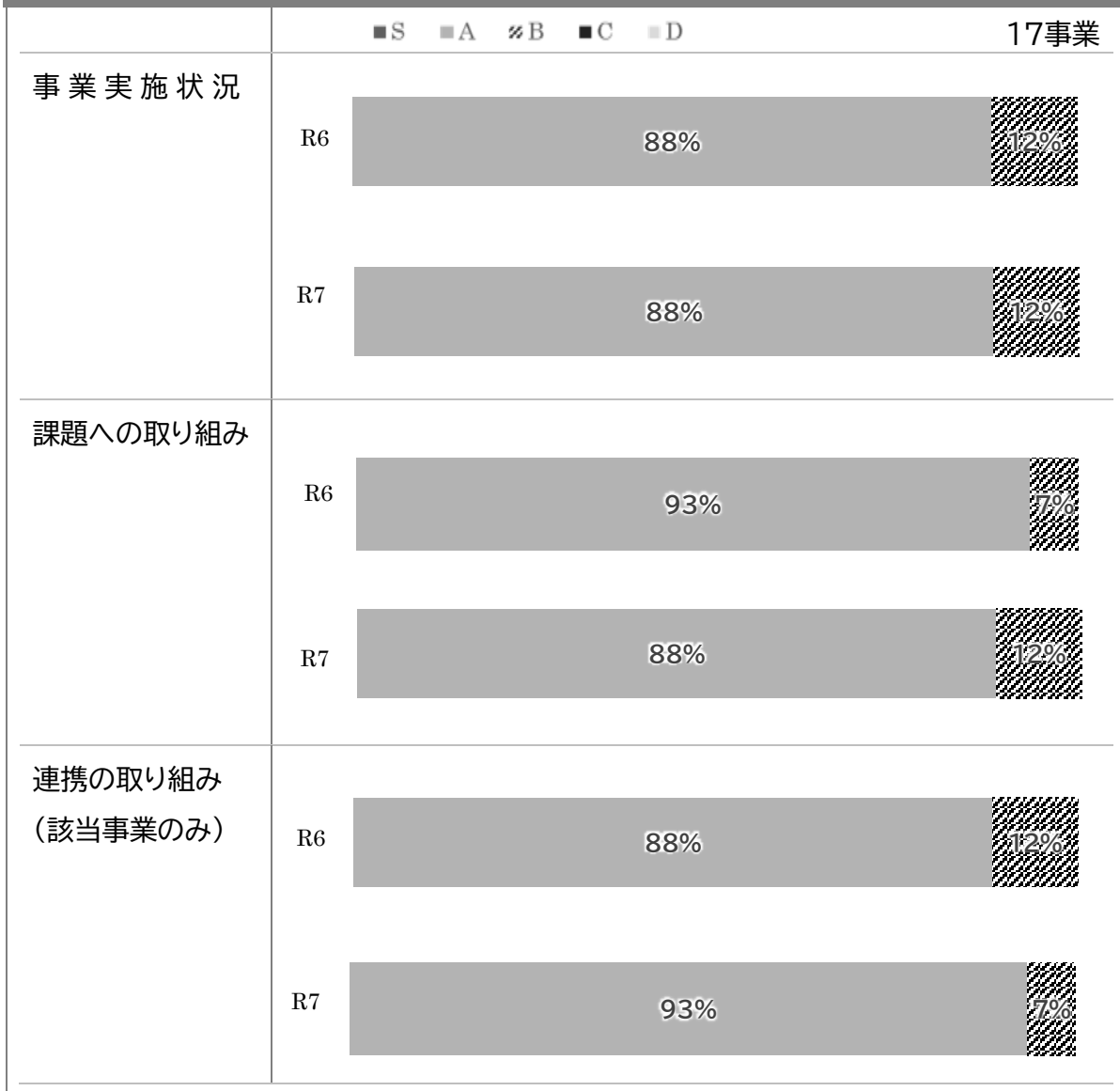
★民生委員児童委員による見守り活動を充実していくため、活動しやすい仕組みづくりを進めます。

民生委員児童委員活動への支援では、活動費の増額や研修の実施に加え、民生委員協力員制度の周知を行うなど、活動しやすい環境づくりを進めた。

民生委員の担い手不足や活動者の高齢化は引き続き課題となっている。今後も民生委員活動への理解促進や協力員制度の活用を進めるとともに、地域団体との連携を図りながら、活動しやすい仕組みづくりと担い手の確保に取り組んでいく。

（2）身近な相談機能の充実

取り組み状況の評価



■事業実施

・17 事業のうち、15 事業を A 評価、2 事業を B 評価とした。

・**6** 「窓口職員ゲートキーパー養成講座」　受講者が参加しやすいよう、オンラインにて実施している。また、研修内容を録画した DVD の貸し出しも行っており、DVD の貸し出しによる受講者が増えている。アンケートからは、研修内容に関して全参加者が、「大変よかった・よかった」と回答しており、研修の満足度が高かったことがうかがえた。

・**12** 「保育所等地域子育て支援事業」　地域の子育て家庭に、周知を図り事業の利用を促すとともに、育児相談に応じ、地域の子育て支援センターとしての機能を生かすことができた。

・**14** 「親子こころの相談室業務」　新規相談者数は若干増えており、延べ件数、心理面接・カウンセリング件数ともに若干増加しているが、丁寧でタイムリーな対応ができた。精神医学的相談については、すでに医療機関とかかわりのあるケースが増えており、所

内での医療相談件数は減少したが、かかりつけ医療機関との情報共有を密に行った。

■課題への取り組み

・17 事業のうち、15 事業を A 評価、2 事業を B 評価とした。

・**2** 「身近な地域での相談支援の充実」　総合相談対応において、課題整理をしながら、伴走支援や適切な支援機関等へのつなぎができた。また、年 3 回の CSW 実践者研修において生活困窮者支援や外国人支援に関する研修を行い、CSW のスキル向上に取り組んだ。

・**4** 「生活困窮者アウトリーチ支援員配置事業」　8050 世帯への支援にあたり、社会福祉協議会と連携し同行訪問を実施した。その結果、区役所の保健師やケアマネジャー等から、複雑な課題を抱える世帯の相談が寄せられるようになり、ひきこもり以外の課題にも対応しながら、社会参加に向けた丁寧な支援を行うことができた。

・**16** 「ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業」　オンラインサロンの周知や利用促進を目的に、SNS 等による情報発信や、仙台市内全ての小学校、中学校、高等学校及び関係機関等にチラシを配布した。

■連携の取り組み

・該当 15 事業のうち、14 事業を A 評価、1 事業を B 評価とした。

・**2** 「身近な地域での相談支援の充実」 身近な相談機能を強化するため、福祉分野をはじめ、薬局やコンビニなど地域のさまざまな機関・団体と連携して取り組みを進めている。また、関係機関との情報共有により、相談内容に応じた支援につながりやすくなり、地域全体で住民を支える体制が広がってきている。

・**7** 「地域包括支援センターによる相談事業」　相談内容に応じ、各種関係機関と連携をとりながら支援を行った。また、他分野（障害、こども等）の関係機関ともネットワークを構築し、支援体制を充実させた。

・**15** 「太白地域丸ごと相談事業」　事業の実施にあたっては、事前に地域の関係機関、地域団体と協議して実施したことで、地域の実情に沿った形で事業の実施につながっている。事業を通じて関係機関とつながりを作る事で、平時からの連携のしやすさにもつながっている。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

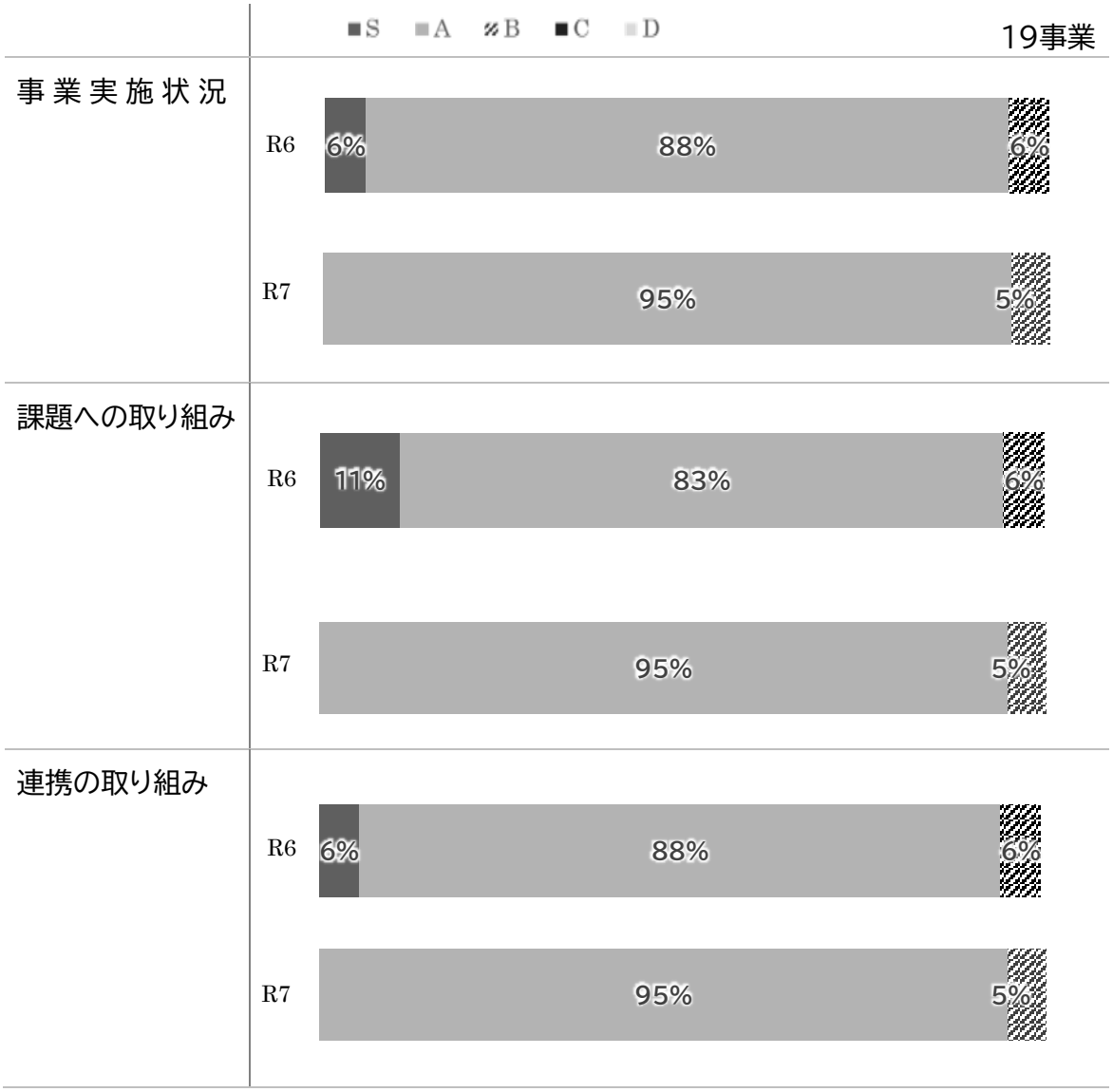
★CSW が各専門機関と協働で、地域の会議やサロン活動等へ出向き、地域のさまざまな相談を受け止めながら課題の把握を進め、関係機関と連携して必要な支援へのつなぎや伴走型の支援を行います。

身近な地域での相談支援では、CSW が地域に出向き、住民や地域活動者からの相談を受け止めながら、地域の社会資源や関係機関と連携し、必要な支援につなげる取り組みを進めた。生活困窮者支援や外国人支援に関する研修を実施し、多様化する相談に対応するための支援力向上を図った。

一方で、地域から寄せられる相談は複雑化・多様化しており、関係機関とのさらなる連携や対応力の強化が求められている。今後も、地域住民や関係機関とのネットワークを活かしながら、多様な相談を適切な支援につなげるとともに、相談者に寄り添った伴走型支援を行い、地域の実情に応じた相談支援体制の充実を図っていく。

（3）複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

取り組み状況の評価



■事業実施

・19 事業のうち 18 事業を A 評価とし、1 事業を B 評価とした。

・**1** 「包括的な支援体制のあり方検討」　各区保健福祉センター及び総合支所で、複合的課題を抱える事例等についての検討会（通称：「つながる会議」）を開催した。重層的支援体制整備事業の取り組みの中で、仙台市社会福祉協議会の CSW が支援者間の調整機能などを担う多機関協働事業者（市社協 CSW）として、進行及び調整役を担い、保健福祉センター関係各課及び地域包括支援センターや民生委員などを交えた包括的な検討を

行った。

・**12**　「精神障害者の地域生活支援事業」　精神科病院入院者を対象とした普及啓発活動を実施したほか、ピア家族相談員を育成し、精神障害者の家族に対する相談支援の機会を開設した。また、精神保健福祉審議会において、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向け、地域における支援体制のあり方について最終報告書を提出。「精神障害者の地域移行の推進」について、作業部会を設置し入院中の精神障害者の地域移行に係る事項、地域移行関係者の人材育成に係る事項に関する協議を完了した。

・**16**　「子ども家庭応援センター」　子ども家庭応援センターにおいて、運営指針に基づき多職種が連携し、相談支援やサービス利用をコーディネートすることで、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施できた。また、健診や教室等の実施により支援が必要な対象者を把握する機会とし、早期発見早期支援につながった。

■課題への取り組み

・19 事業のうち 18 事業を A 評価とし、1 事業を B 評価とした。

・**4**　「市民後見人監督業務の実施」　市民後見人連絡会を 2 回開催し、情報交換や情報共有できる場を提供することで後見活動に活かせるネットワークづくりを図ることができた。

・**8**　「障害者の相談支援体制推進事業」　市障害者自立支援協議会のもとに設置した専門部会において、重点的な検討テーマである計画相談支援・障害児相談支援の充実に向け、当該業務の担い手である指定特定相談支援事業所を支える体制の強化に係る各区障害者自立支援協議会の取組みについて協議を行った。

・**14**　「地域包括支援センターによる包括圏域会議の開催」　昨年度と概ね同回数で推移しており、通いの場の活動状況の変化や、フレイル状態の高齢者の増加などの新たな地域課題について、包括圏域会議を活用し、必要な取り組みについて住民と共に検討できている。

■連携の取り組み

・19 事業のうち 18 事業を A 評価とし、1 事業を B 評価とした。

・**3**　「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業」　各区権利擁護センターと緊密な連携を図るとともに、利用者を取り巻く各関係機関等と情報共有、協力しながらより良い支援ができるよう連携している。不動産売却や自己破産等、専門的な相談については、仙台市成年後見総合センターで実施する専門職アドバイザー相談窓口を活用し、弁護士や司法書士等から助言をいただき、対応している。

・**10**　「ひきこもり者地域支援事業」　ひきこもり地域支援センターにおいて、関係機関との連携による相談支援や、ひきこもり支援に関する複数の機関で拠点機能を構成し、ひきこもり支援連絡協議会において事例検討を行った。また、ひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図ることができた。

・**17**　「子育て支援ネットワーク事業の実施」　地域や家庭の子育て力の低下が懸念されている現状を踏まえ、子育て支援に関わる関係機関、団体などと連携し、地域全体で子育

てや家庭をサポートする仕組みづくりに取り組んだ。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

★各分野で進めている相談支援や地域づくりに関する取り組みを連携させながら総合的に推進していくためのあり方について、現状を分析しながら保健福祉センターをはじめとした庁内関係課や関係機関等との協議を進め、検討していきます。

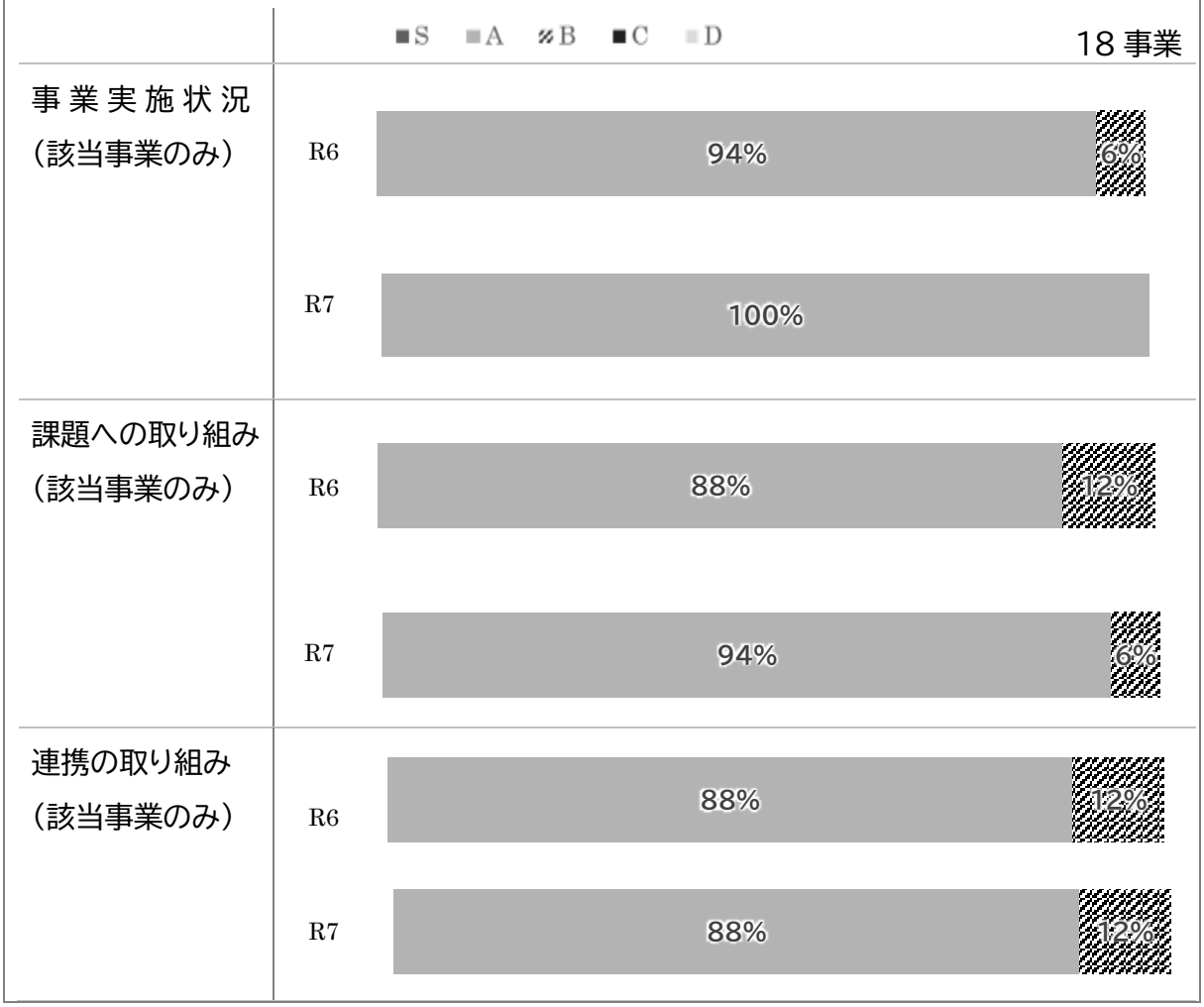
重層的支援体制整備事業の取り組みを通じて、「つながる会議」を開催し、保健福祉センターや地域包括支援センター、CSW 等が連携しながら、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援を進めた。

また、高齢、障害、子ども、生活困窮等の分野を越えた課題の共有や支援の調整を行うとともに、庁内関係課への制度周知を図り、多機関協働による支援体制づくりを推進した。

複雑な課題を抱える世帯への支援ニーズは増加しており、今後も保健福祉センターをはじめとした庁内関係課や関係機関との協議・情報共有を進めながら、各分野の相談支援や地域づくりの取り組みを効果的に連携させ、包括的な支援体制の充実を図っていく。

（4）多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

取り組み状況の評価



■事業実施

・該当 16 事業すべてを A 評価とした。

・**6** 「地域生活支援拠点事業」　基幹相談支援センター等の関係機関との連携のもと、緊急受け入れに係る相談・調整、緊急事態の予防に向けた継続的な支援のコーディネート、緊急受け入れ施設とのネットワーク形成に取り組むとともに、緊急受け入れに係る技術的支援を目的とした研修会を実施。

・**7** 「障害者グループホーム整備促進」　グループホーム新規開設事業者に対し、消防設備設置などの改修費用を助成したほか、重度障害者対応共同生活住居開設支援補助金を新たに創設し、重度障害者等の受入に対応した共同生活住居の開設等の経費を補助することで、整備を促進した。

・**12** 「行動障害のある障害児者支援者養成研修」　ニーズのある施設へのアウトリーチ型の研修や、オンデマンドによる講座の配信を行った。アウトリーチ型の研修については、放課後等デイサービスからの要請が多く、実施回数が増加している。受講後のアンケートでは、概ね全参加者から満足度が高いとの回答となっており、行動障害への理解が深まり、更なるスキルアップを望む声も多くあった。

■課題への取り組み

・該当 17 事業のうち、16 事業を A 評価とし、1 事業を B 評価とした。

・**4** 「福祉職職員の研修」　経験豊富な職員が講師となり、福祉職職員としての、キャリア形成を意識した研修を実施した。

・**11** 「難病患者への支援体制の充実」　難病患者支援連絡会および難病患者支援担当者会議を開催し、関係機関（各区障害高齢課や難病サポートセンター等の外部機関）と連携の上で、患者のニーズの把握に努めた。

・**12** 「行動障害のある障害児者支援者養成研修」　オンライン配信と集合型・訪問型研修の実施により、幅広い支援者の受講機会を確保するとともに、事業所のニーズに応じた対応を行った。

■連携の取り組み

・該当 17 事業のうち、15 事業を A 評価とし、2 事業を B 評価とした。

・**1** 「社会福祉法人及び施設などに対する指導監査」　指導監査の機会を通して、社会福祉法人の理事や職員等とコミュニケーションを図り、地域における公益的な取り組みの実施状況を把握、助言指導を行った。

・**2** 「福祉サービス第三者評価の促進」　県の附属機関である福祉サービス第三者評価事業推進委員会に、学識経験者や事業者、利用者とともに、関係行政機関として参画することを通じて、第三者評価機関の認証や第三者評価事業に関する苦情等への対応など、福祉サービス向上の環境整備につながっている。

・9 「医療的ケア障害児者等支援事業」　医療的ケア障害児者等短期入所コーディネート事業において、担当者会議を開催し、医療型短期入所事業所間の連携強化を図った。

主な課題と今後の方向性

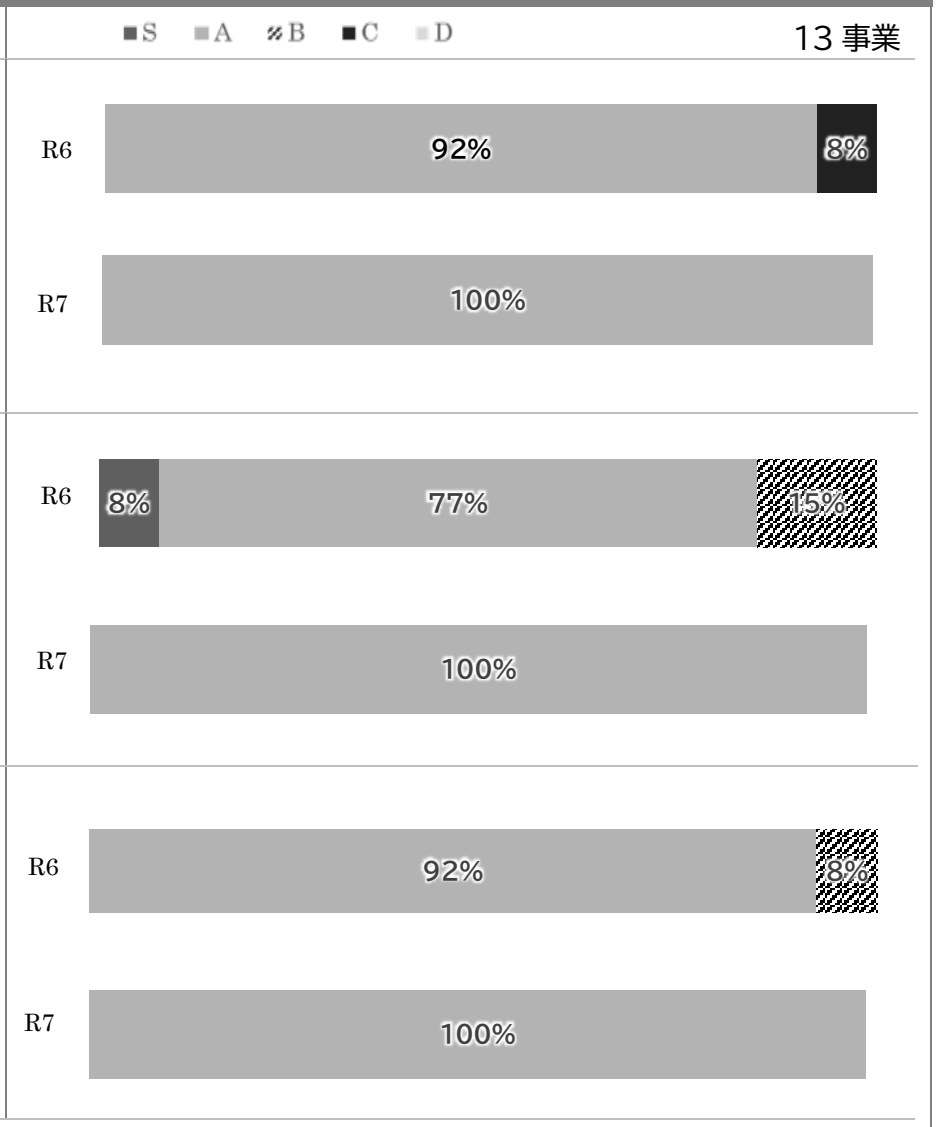
障害福祉、高齢福祉、難病支援等の各分野において、相談支援体制や研修の充実を図るとともに、地域生活支援拠点事業による緊急時の受入れや継続的な支援のコーディネート、障害者グループホームの整備促進など、多様なニーズに対応するためのサービス基盤の充実を進めた。

また、行動障害のある障害児者への支援者養成研修や福祉職職員研修等を通じて、人材育成や支援力の向上に取り組んだ。一方で、多様化・複雑化する支援ニーズへの対応や福祉人材の確保・育成が引き続き課題となっている。

今後は、地域生活を支えるサービス基盤の強化を進めるとともに、多様なニーズに応じた支援の質の向上と安定的なサービス提供体制の確保を図っていく。

生活困窮者自立支援

取り組み状況の評価



■事業実施

・13 事業すべてを A 評価とした。

・**1-7** 「こどもの学習・生活支援事業」 市内 24 か所に教室を開設し、生活保護及び児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象に学習支援を行った。また、対象世帯の保護者に対し、面談や電話による定期的な連絡・相談を行うなど、家庭生活への支援も併せて行った。また、「仙台市ひとり親家庭等のこどもの進学チャレンジ応援補助金」では登録者を対象に、中学 3 年生の模試代、高校 3 年生の模試代及び受験料に対する補助を行った。

・**2-2** 「生活困窮者等住まいの確保緊急支援事業」 住まいを失った生活困窮者等に、個室型の宿泊場所を提供し、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」や福祉事務所と連携して、住まいの確保から住まいの確保後の地域生活の定着に向けた見守

り等の支援を行った。

・**2-4**　「ホームレス巡回相談事業」　ホームレス状態にある方を定期的または必要に応じて巡回し、必要な支援制度や関係機関の案内を行った。

■課題への取り組み

・13 事業すべてを A 評価とした。

・**1-4**　「住居確保給付金」　制度改正により令和 7 年度から一定の要件のもと転居費用の支給が可能となった。関係機関等に周知を行い、円滑に実施することが出来た。

・**1-6**　「生活困窮者家計改善支援事業」　金銭管理等に課題を抱える相談者に、自立相談支援機関と一体的に支援を実施した。

・**2-3**　「ホームレス衛生改善事業」　ホームレス状態にある方にシャワーや洗濯の機会の提供に加え、衣類の配付や生活雑貨の配付、生活相談を行いながら、必要な支援制度や関係機関の案内を行った。

■連携の取り組み

・13 事業すべてを A 評価とした。

・**1-5**　「生活困窮者就労準備支援事業」　連携推進の取り組みとして、地域包括支援センター、市民センター、各区役所等にリーフレットを配布、活用内容については SNS を利用して周知し、各機関からの紹介により利用開始ケース数の増につながっている。

・**2-1**　「仙台市路上生活者等自立支援ホーム運営事業（清流ホーム）」　ホームレス支援団体、仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」とともにホームレス自立支援連絡会議を開催し、情報交換を行っている。また、各区保護課向けに清流ホームの施設見学会を実施し、ホームレス支援の取組に関して連携の強化を図った。

・**3-1**　「仙台市つながる支援連絡会議」　各事業について周知するため、関係課へ向けて定例会議・随時会議を開催している。また、必要に応じてケース支援検討会議を開いている。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

★仙台市生活自立･仕事相談センター「わんすてっぷ」において一体的に実施してきた支援を引き続き推進します。
★支援を必要としている方に積極的につながり、効果的な支援を推進します。
★ホームレスの方への支援を引き続き行うとともに、住まいが不安定な方の多様なニーズに配慮し、地域生活を継続できるよう支援します。

仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」では、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援、アウトリーチ支援等を一体的に実施し、就労や家計、住まいなど複合的な課題を抱える相談者に対する包括的な支援を進めた。

また、地域包括支援センターや市民センター、区役所等への周知に加え、SNS を活用し

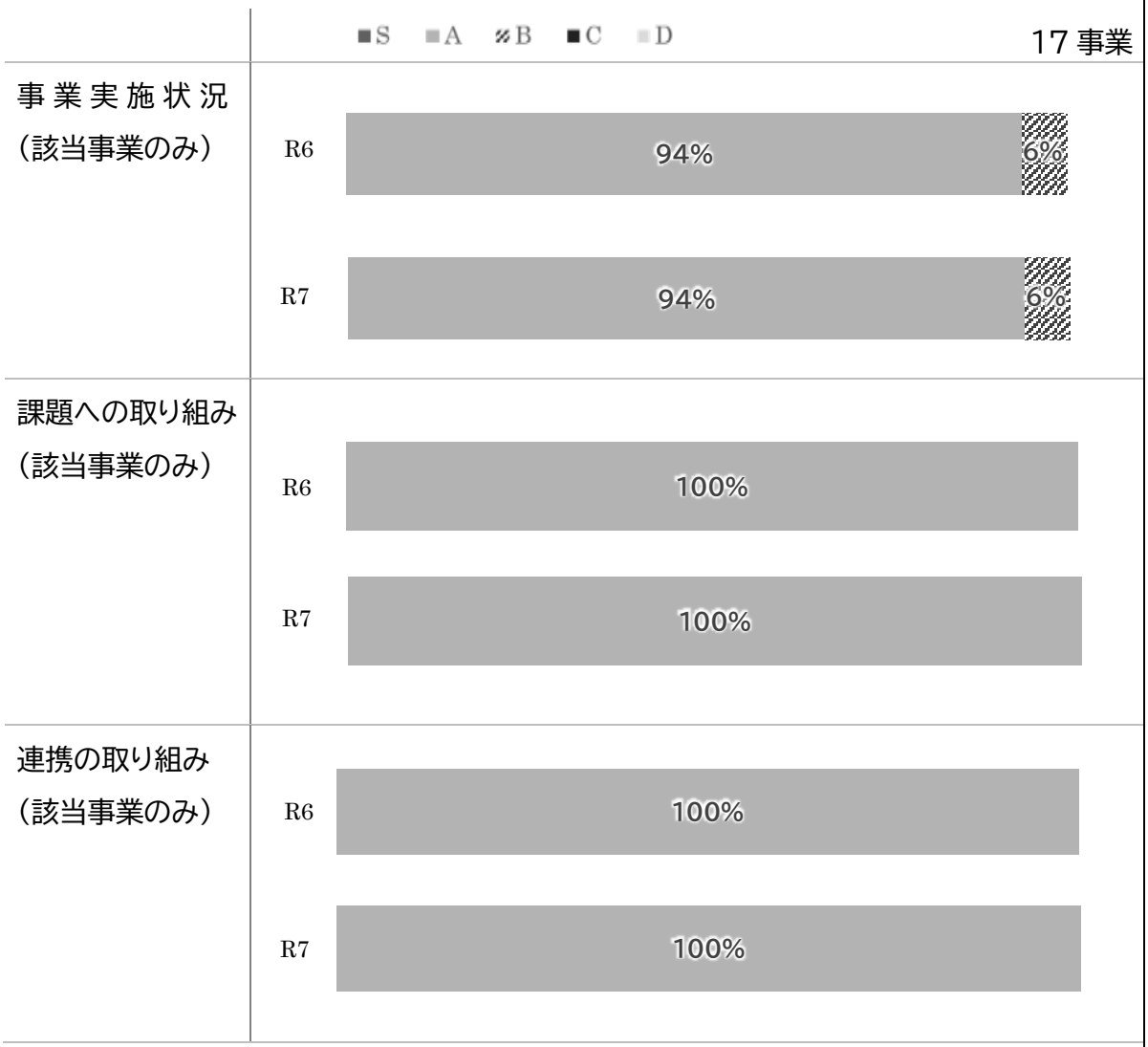
た情報発信を行うことで、支援を必要とする方との接点の拡大を図り、各機関からの紹介による利用にもつなげた。

さらに、住まいの確保緊急支援事業や路上生活者等自立支援ホーム事業、ホームレス巡回相談事業等において、関係機関や支援団体と連携しながら、住まいの確保から地域生活への定着まで切れ目のない支援を実施した。

今後も、「わんすてっぷ」を中心とした一体的な支援を推進するとともに、支援を必要とする方に積極的につながる取り組みを進め、生活困窮者との信頼関係を築きながら、地域での居場所づくりや社会参加につながる支援など、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の充実を図っていく。

成年後見制度利用促進

取り組み状況の評価



■事業実施

・該当 16 事業のうち、15 事業を A 評価、1 事業を B 評価とした。

・**1-4**　「市民のための成年後見制度基礎講座・福祉関係者向け成年後見制度研修」　成年後見制度に関心のある市民を対象とした講座を 2 回（1 回目：参加者数 37 名、2 回目：参加者数 32 名）、地域の身近な相談窓口である福祉関係者を対象とした研修を 2 回（1 回目：参加者数 55 名、2 回目：参加者数 66 名）開催し、制度の普及啓発を図った。

・**1-6**　「成年後見総合センターによる成年後見制度の利用支援」　親族、地域包括支援センター、行政等からの相談が多く、病院、福祉施設等からの相談もあり、申立後の本人の生活をともに考え、丁寧な支援を実施した。また、専門職アドバイザー（弁護士、司法書士、社会福祉士）を配置し、センターに寄せられた相談の内、専門的助言が必要な案件については、直接専門職から助言等を受ける機会を設けた（3 職種×1 回/月×12 ヶ月　計 36 回、相談件数　計 133 件/年）

・**2-1**　「市民後見人養成・支援事業」　第 4 期市民後見人養成講座（計 12 日間）を開催し、10 名が市民後見人候補者として名簿登録された。また、既存の市民後見人候補者名簿登録者に対し、継続研修を 2 回開催し、知識の習得やスキルの充実を図った。受任終了者も含めた後見人連絡会を 2 回開催し「市民後見人リーフレット」を作成したほか、成年後見制度や市民後見人の普及啓発についての話し合いを行った。

■課題への取り組み

・該当 16 事業すべてを A 評価とした。

・**1-2**　「成年後見制度利用支援事業」　権利擁護チーム支援会議において、地域包括支援センターからの事例提供が行われ、市長申立担当者や保健福祉センター所管課職員、検討ケースに関わる専門職らが積極的に参加し支援検討を行い、支援者の知識と技術の向上を図った。

・**1-7**　「権利擁護センター（まもりーぶ仙台）による日常生活自立支援事業」　初回相談時には、本事業について利用希望者や支援者へ丁寧な説明を行い、理解促進を図った。また、新たに作成した支援者・関係者向けリーフレットを配布することで、本事業への理解を深めてもらえるよう努めた。

・**1-11**　「障害者相談支援事業所による相談事業」　基幹相談支援センターによる相談支援事業所等との共同支援、事例検討等の支援者支援を実施した。

■連携の取り組み

・該当 16 事業すべてを A 評価とした。

・**1-5**　「成年後見サポート推進協議会の運営」　仙台市成年後見サポート推進協議会にて、各団体に事前に情報交換をしたい内容を伺い、議題として挙げることで、活発な意見交換や情報共有を行うことができた。また、引き続き、仙台家庭裁判所がオブザーバーとして参加し、更なる連携強化を図った。

・**1-14**　「地域包括支援センターによる包括圏域会議の開催」　各地域包括支援センターにて、圏域内の関係者の理解を得ながら会議が開催されている。会議の議題に応じ、児

童館など他分野の地域の関係機関にも参加を呼び掛け、共生社会という観点から様々な分野の専門的視点を取り入れ、地域全体で課題解決に取り組んでいる。

・**2-2**　「市民後見人監督業務の実施」　市民後見人から寄せられる活動に関する相談や後見監督業務の進め方など、必要に応じて仙台家庭裁判所に確認・相談・報告するなどしている。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

★成年後見サポート推進協議会（以下、サポ協）をはじめ関係機関等とともに、積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。
★地域連携ネットワークを構成する「協議会」、及び協議会を運営し具体的な支援の進行管理等を行う「中核機関」について、これまでの取り組みや現在ある機能の充実を図りながら段階的に整備していきます。

重点的取り組みとして掲げていた「協議会」「中核機関」の整備については令和 5 年度より成年後見サポート推進協議会（以下「サポ協」という。）を「協議会」、成年後見総合センターを「中核機関」として位置づけ、成年後見制度を含む権利擁護支援を必要とする市民に対し、より迅速かつ正確な支援を行う体制を整備した。サポ協では定例会を開催し、家庭裁判所や専門職団体、行政等の関係機関による情報共有や意見交換を行うことで積極的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めた。

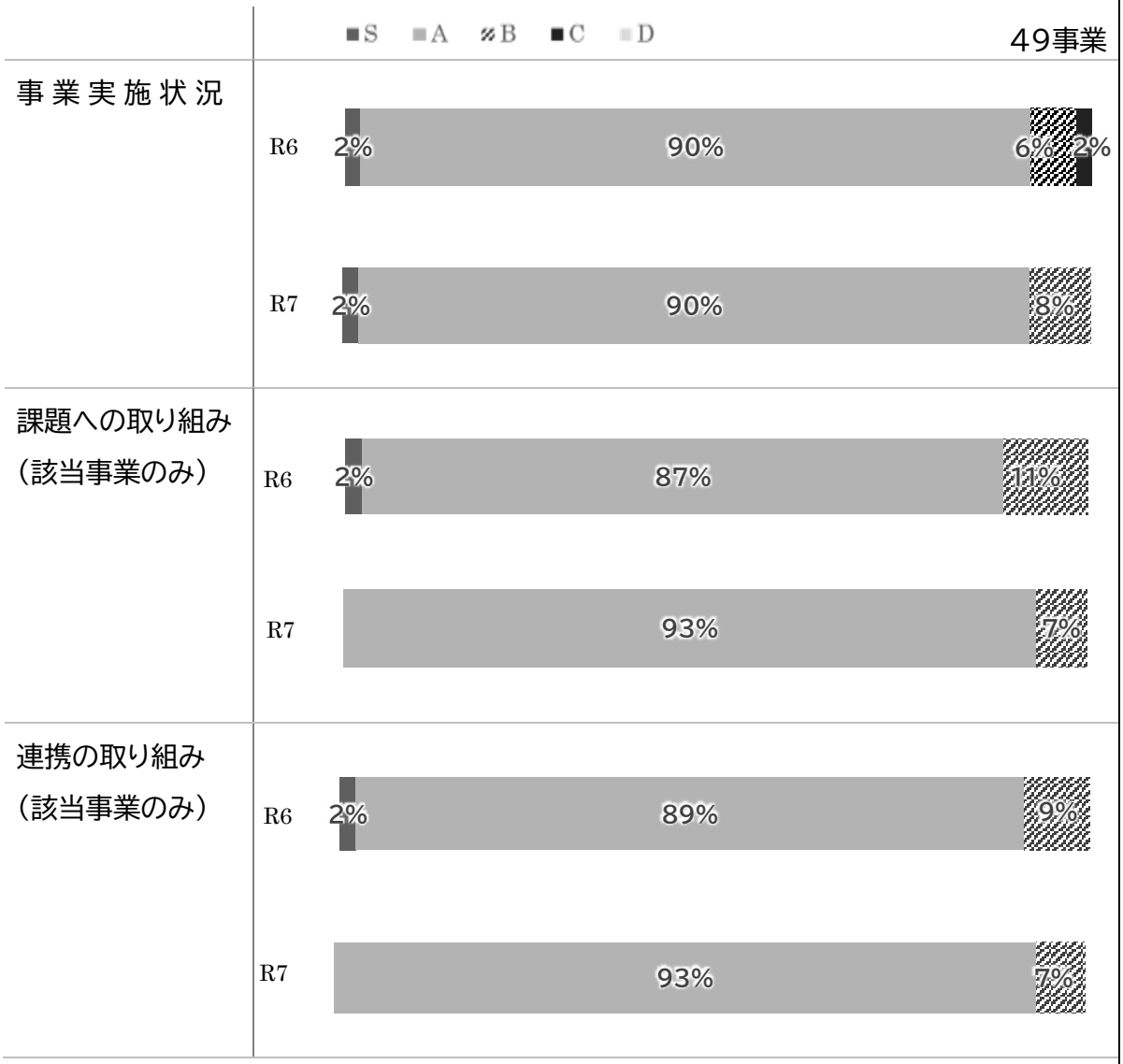
令和 7 年度は 4 年ぶりに第 4 期市民後見人養成講座を開催し、カリキュラムの見直しにより講習時間を精査してより受講しやすい環境づくりに努めた。また、前回の市民後見人養成講座で新型コロナウイルスの影響により中止していた施設実習を再開。障害などにより自分の思いを伝えることが難しい方との接し方を体験して学ぶ機会を設け、より実践的な講習となるよう努めた。その結果、市民後見人候補者として 10 名が名簿登録され、名簿登録後も継続研修、後見人連絡会を実施し、市民後見人の養成及び活動支援を進めた。

民法の改正によって、令和 10 年度より成年後見制度が大幅に改正されることとなっており、必要な支援を必要な範囲・期間で利用でき、且つ本人の意思や能力を重視した、より利用しやすい制度へ見直されることとなっている。本人の意思を尊重し、適切な支援や制度の利用につなげていくためには地域連携ネットワークのさらなる活用が重要となってくる。制度改正による影響を市民や支援者が十分に理解できるよう、周知・広報に取り組んでいくとともに、権利擁護支援を必要とする方を適切な支援や制度利用につなげやすい体制の充実を進めていく。

また、制度改正により後見人の交代や支援内容の見直しの機会が増えることも想定されることから、専門職や親族後見人から市民後見人への交代がより円滑に進むことなどを狙いとして、家庭裁判所をはじめ、関係機関と連携協議を引き続き行い、市民後見人の受任機会の拡大に向けて取り組んでいく。

再犯防止推進

取り組み状況の評価



■事業実施

・49 事業のうち、1 事業を S 評価、44 事業を A 評価、4 事業を B 評価とした。

・**1-1**　「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」　孤独・孤立×再犯防止をテーマに少年院・刑務所出所者への各機関の果たすべき役割や支援と連携の在り方について理解促進を図るため、仙台市再犯防止推進セミナーを実施した。保護司等へのアンケート調査の結果を踏まえて、構成、デザイン等の改訂および新規掲載事業を追加した立ち直り支援ハンドブック第二版を作成した。

・**2-1**　「アディクションについての支援者向け勉強会」　支援者がアルコール・薬物関連問題について学ぶ機会とするため、月 1 回アディクションについての支援者向け勉強会を実施している。

・**3-24** 「住宅確保要配慮者居住支援法人等の関係団体との連携による入居支援」 仙台市居住支援協議会を通じて、住宅確保要配慮者の入居支援等について、協議、意見交換を行った。

■課題への取り組み

・該当 44 事業のうち、41 事業を A 評価とし、3 事業を B 評価とした。

・**1-1** 「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」 再犯防止及び更生保護に関する取組について広く市民への啓発を行うため、市民図書館での再犯防止推進展示会を開催した。

・**3-11** 「障害者福祉サービス（自立生活援助、共同生活援助、宿泊型自立訓練)」 補助制度について活用事例など概要をまとめたチラシを作成し、指定障害福祉サービス事業者等の集団指導にて周知を行った。

・**3-28** 「学校生活支援巡回相談員の派遣」 巡回相談で得た児童生徒に対するアセスメント等を効果的に活用し、より適切な支援を行うために、必要に応じてフォローアップを行う。

■連携の取り組み

・該当 46 事業のうち、43 事業を A 評価とし、3 事業を B 評価とした。

・**1-1** 「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」 再犯防止の取り組みに関する報告、関係機関における情報共有や意見交換を目的に年 3 回開催した。

・**3-14** 「こころの悩みに関する相談」 相談内容に応じて関係機関と連絡、連携を行い、バトンタッチのようなつなぎではなく、途切れないように重なる支援を意識しながら行っている。また、関係機関と並行して支援を行う際は、必要に応じて情報共有を図っている。

・**3-22** 「街頭指導活動」 関係機関と連携し、中央街頭指導活動を実施した。課題を抱えた青少年について、個々に学校、警察と情報を共有するなど一定程度の連携を維持することができた。

重点的取り組みの状況と今後の方向性

★関係機関団体による支援のネットワークをつくり、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを進めます。

仙台市再犯防止推進ネットワーク会議や再犯防止推進セミナーを通じて、関係機関相互の情報共有や連携強化を図るとともに、再犯防止に関する理解促進に努めた。また、ネットワーク会議の取り組みとして、初めて、市民図書館を会場に再犯防止推進展示会を開催し、再犯防止や更生保護に関する取組を広く市民へ周知した。さらに、令和 4 年度に作成した「立ち直り支援ハンドブック」について、令和 6 年度に保護司の皆様に実施したアンケートの結果をもとに、内容やデザインの見直しのほか、新たな支援制度等も追加した「立ち直り支援ハンドブック第二版」を作成し、支援関係者の連携強化と支援の充実を図った。

今後も、市民への啓発を推進するとともに、仙台市再犯防止推進ネットワーク会議を活用し、セミナー開催や再犯防止展示会など通じて情報共有や顔の見える関係を構築しながら、相互に理解と協力を深められる場となるよう取り組みを進めていく。

Ⅲ　仙台市地域福祉専門分科会による評価

全体評価

仙台市地域福祉専門分科会による評価